#### 平成26年9月愛荘町議会定例会会議録

## 議事日程(第2号)

平成26年9月8日(水)午前9時00分開会

- 日程第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 報告第 6号 滋賀県市町土地開発公社清算報告について
- 日程第 3 報告第 7号 平成25年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告につい て
- 日程第 4 議案第51号 愛荘自然観察の森設置および管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を 定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第54号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する 基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第56号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条 例について
- 日程第10 議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 町道の路線の廃止につき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第59号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第13 議案第60号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第61号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議案第62号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第16 議案第63号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第64号 平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求める ことについて

日程第18 議案第65号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定を求めることについて

日程第19 議案第66号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決 算の認定を求めることについて

日程第20 議案第67号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定を求めることについて

日程第21 議案第68号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定を求めることについて

日程第22 議案第69号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定を求めることについて

日程第23 議案第70号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

追加日程第1 議案第71号 契約の締結につき議決を求めることについて

#### 出席議員(14名)

 1番 上 林 村 治 君
 2番 西 澤 桂 一 君

 3番 伊 谷 正 昭 君
 4番 髙 橋 正 夫 君

 5番 外 川 善 正 君
 6番 德 田 文 治 君

 7番 河 村 善 一 君
 8番 小 杉 和 子 君

 9番 本 田 秀 樹 君
 10番 瀧 すみ江 君

 11番 森
 隆 一 君

14番 吉 岡 ゑミ子 君

欠席議員(なし)

13番 辰 己 保 君

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宇野一雄君 教 育 長 藤野智誠君 総合政策部長 林 定信君 住民福祉部長 川村節子君

総 務 部 長 中村治史君 管 理 主 監 北川孝司君 会計管理者 商工観光課長 进 善嗣君 廣瀬 猛君 収納管理主監 小杉善範君 環境対策主監 北川 徹君 産業建設部長 北川元洋君 教育管理部長 青木清司君 教 育 主 監 上田仁紀君 健康推進課長 酒井紀子君 福祉課長 岡部得晴君 建設・下水道課長 中村喜久夫君 人権政策課長 本田康仁君 生涯学習課長 山本隆男君 農林振興課長 藤居祐司君

# 事務局職員出席者

議会事務局長 上林忠恭 書 記 宮崎 淳

## 開会 午前9時00分

### ◎開会の宣告

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまで ございます。

議事に入らせていただく前に5日の定例会の一般質問に対して、町長の答弁の一部に訂正がございましたので申し上げさせていただきます。具体的には辰己議員さんの再質問に対する町長答弁にて「政府買い入れ価格」と発言した部分があります。それを「単位農協が決めた概算買い入れ価格」に訂正するもので、ごれを許可します。以上でございます。

#### ◎開議の宣告

**○議長(吉岡ゑミ子君)** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております ので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎意見の上程、説明、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) それでは議事に入らせていただきます。日程第1、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**〇町長(宇野一雄君)** 皆さん、おはようございます。

それでは人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げま す。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、秦荘地域3 名、愛知川地域3名の合計6名の方が法務大臣から委嘱を受けご尽力いただいております。人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、同法第3項において市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、その市町村の議会の意見を聞き、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。 委員の任期は3年と定まっており、この度、現委員小杉正男氏が一身上の都合により、平成26年5月31日をもって退任されたため、後任として氏名を推薦いたしたく議会の意見をお願いするものでございます。

小杉正男氏におかれましては4期 12 年にわたり、人権擁護委員としてご尽力をいただきました。長年のご労力に対しまして感謝を申し上げますとともに厚くお礼を申し上げます。

後任としてお願いを申し上げます人権擁護員は高橋伸彦氏でございまして、愛荘町 軽野乙32番地にお住まいで、昭和34年12月4日生まれの54歳でございます。

昭和59年に滋賀県教育職員として奉職され、その後平成元年から平成8年まで愛知川町立東小学校など各学校を歴任されまして、平成18年には滋賀県東近江市教育委員会で子ども相談室指導主事として勤務され、平成19年東近江市立湖東第2小学校を最後に退職されました。退職後は平成22年からびわこ学院大学教職支援講座講師としてご活躍され、現在はびわこ学院大学教育福祉学部非常勤講師としてご活躍されています。

髙橋伸彦氏は人権問題に精通をされ、地域社会においても信頼をされており、中立 公正さを兼ね備えられ、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的に活動いただ けるものと思っており、今回1期目の新任委員として推薦いたしたく存じますので、 よろしくお願いを申し上げます。

なお任期につきましては、平成27年1月1日から平成29年12月31日までとなります。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(吉岡ゑミ子君) 人事案件については質疑・討論を省略しますが、ご異議ご ざいせんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉岡ゑミ子君) 異議なしと認めます。よって質疑・討論を省略します。 ただいま町長から説明がありました人事案件について、議会の意見として「髙橋伸 彦氏を人権擁護委員の適任者である」と、町長に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉岡ゑミ子君) 異議なしと認めます。よって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて髙橋伸彦氏は適任者である」と、町長に回答することに決定しました。

### ◎報告第6号の上程、説明

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第2、報告第6号 滋賀県市町土地開発公社清算報告 についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長(中村治史君) それでは報告第6号、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告させていただくものでございます。

別冊で滋賀県市町土地開発公社清算書がございます。そちらの方をご覧いただきたいと思います。

まず、清算書の1ページ、概要でございます。滋賀県市町土地開発公社は平成26年3月31日、滋賀県知事の許可により解散した。

清算人は中島甲賀市長であります。清算人は、就任後遅滞なく公社財産の現況を調査するとともに、平成26年4月21日付け、同月23日付けおよび同月25日付けの官報で3回広告し、債権者に対して債権申し出の催告を行った。

清算人は、現務の結了、諸債務の支払いの全てを終了し、残余財産の全てを定款の 定めるところにより、出資した地方公共団体に配分する。

清算書の2ページ、清算書であります。

1、清算時の資産総額は963万9,387円、内訳として解散時の資産総額は流動資産として963万8,541円、清算期間中の収入として預金利息846円であります。2、解散および清算事務費は清算事務費として22万2,192円、内訳は2ページ中段に記載のとおりであります。3、差引残余財産の額は941万7,195円であります。4、残余財産の処分方法は、滋賀県市町土地開発公社定款第27条第2項の規定により、出資の額に応じて出資した地方公共団体に分配するものであります。

清算書3ページをお願いいたします。貸借対照表につきましては資産の部でありますが、流動資産は941万7,195円、事業勘定は0円で資産合計は941万7,195円となってございます。

4ページの負債の部でございます。流動負債、固定負債とも0円です。

資本の部につきましては、基本財産 620 万円、剰余金は 321 万 7,195 円、負債・資

本の合計は941万7,195円となってございます。

以上、主なものを説明させていただきましたが、その他 5 ページには損益計算書、6 ページにはキャッシュ・フロー計算書、7 ページには財産目録、8 ページには残余財産明細書、9 ページには残余財産処分方法書、10 ページには出資団体別分配表、11 ページには監事の意見書がありますので、お目通しいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで報告第6号を終わります。

## ◎報告第7号の上程、説明

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第3、報告第7号 平成25年度愛荘町の財政健全化 判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

**○総務部長(中村治史君)** それでは報告第7号を説明させていただきます。

議案書の3ページでございます。平成25年度愛荘町の財政健全化判断比率および 資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項およ び第22条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算における財政指標を算定して、 監査委員の意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととされてい ることから、健全化判断比率および資金不足比率について愛荘町監査委員の意見を付 して報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の指標でありますが、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから該当がなく、数値としては表れていません。実質公債費比率につきましては 9.7%であり、早期健全化基準 25.6%を下回っております。また、将来負担比率につきましては標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負担割合であり、地方債の発行抑制に努めるとともに、経費の節減による基金積立等により当町は負担比率がマイナスとなっていますことから、措置には表れていません。

次に、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が該当しますが、資金不 足額が生じておりませんので数字には表れておりません。いずれの指標も早期健全化 比率を下回っております。以上のとおり報告いたします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ここで監査委員の意見を求めます。11番、森隆一君。

   [11番 森 隆一君登壇]
- **〇11番(森 隆一君)** 11番、森です。

平成25年度 財政健全化審查意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成26年8月4日に提出のあった平成25年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

その結果は適正に作成されているものと認めます。

平成26年8月21日

愛荘町長 宇野一雄様

愛荘町監査委員 山本憲宏 同 森 隆一

以上です。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで報告第7号を終わります。

### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第4、議案第51号 愛荘自然観察の森設置および管理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 林 定信君登壇〕

○総合政策部長(林 定信君) 議案第51号 愛荘自然観察の森設置および管理に 関する条例、議案書4ページ、説明資料の1ページをお願いいたしたいと思います。

本条例は、身近な自然環境の中で昆虫や植物と触れあい、観察を通じまして自然への理解を深めながら、自然保護思想の普及および高揚を図るため自然観察の森を設置するものでございます。

当自然観察の森では、県内でも貴重種であるカラコギカエデ等にふれ親しむことによって、身近な自然を理解し自然を大切にする心を育み、自然と共生する社会をめざすため整備するものでございます。

条例は第1条に目的、第2条に設置、第3条に名称、位置および区域でございます。

愛荘町香之庄 200 番地ほかで全 16 筆 6,600 ㎡でございます。第4条に事業、第5条に施設、第6条に利用の制限、第7条で利用者の義務、第8条で賠償責任、第9条で指定管理者による管理、第10条で指定管理者の管理の基準、ならびに第11条で委任を定めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 9 番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹、質疑を行います。

まず、質疑の前に言っておきますが、本日まで新しい条例については、全員協議会等で2回、3回と協議をなされたと思うのですが、今回は初めての条例で、いきなり上程という部分には少し納得がいかない部分がありますので、その旨を添えておきます。

そこで、全員協議会の中でも質疑をさせていただきましたが、第6条の利用の制限 等がございますが、第1項から第3項までございます。どのような管理および確認の 方法を取っていくのかお聞きしたい。

それと戻りますが、第5条の第3項、その他自然観察の森に必要な施設というのがありますが、1項には自然観察路、便所となりますが、その他自然観察の森に必要な施設というのがありますが、どのような施設を示していくのか、お聞きしたいと思っております。

次に、8条の賠償責任でございます。「…いろいろな原状に復し、またその損害を賠償しなければならない」といろいろな文言がありますが、これはどのように、誰がどうした、確認ができないと思うのですが、利用者が。そのようなときはどのような確認をしていくのか、答弁を求めたいと思います。

利用するにあたっては申請をされるのかどうかというのは、全然示していただいておらないので、自由な自然観察の森ですので、町外の方々も来られると、そして県外からも来られるかもわかりませんが、そういう不特定多数の方がここに来られるにあたって、どのような損失になった場合とか、いろいろな損害を与えた場合、どのように誰がということは特定はできないと思うのですよ、そういうような部分について答弁を求めたいと思います。

また、今後、指定管理されるにあたって地元自治会ということを全員協議会でお聞

きしておりますが、第4条の事業でも説明を聞きました。1項から4項までございますが、その中でも通路また便所等は地元自治会に指定管理されるということでしたが、この事業については専門家からの便宜を図るということもお聞きしております。一括の指定管理やないという答弁だったと思うのですが、その点について再度お聞きしたいと思いますので、答弁をお願いします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(林 定信君) それでは、まず第5条のその他でございますけれど も、現地では自然観察路ならびに水路、トイレ等を設置しておりますので、その他と 言えば水路、その他の看板等のことでございます。

第6条ですけれども、議員ご指摘のとおり、県下あるいは外の施設でも自然観察、 大規模のものですと常駐の職員がおられまして、そういう安全とか、基礎に関する管理とかしておられるのですけれども、やっぱり小規模なものにつきましては地元等の協力を得て、こういう部分の管理をしていかなければならないというふうに考えております。

毀損であるとかにつきまして、特定することはなかなか非常に難しいとは思いますけれども、その辺につきましては、できるだけ地元の方々にも注意していただいて情報を提供していただくということを考えております。

利用につきましては、これも議員申されましたように、特に申請等を考えておりません。自由に皆さん使っていただきますと、そういう中で守っていただきたいことを掲示板等で掲示いたしまして、お互いにあまり利用制限をしない中で使っていただけるようにと考えております。

第9条の指定管理につきましては、とりあえずハード等、トイレ等の管理につきましてはなんとか地元の方でお願いできないかということで今協議を進めておりまして、その他ソフト部分につきましても、確かに地元では対応しきれないところもあるかもしれませんけれども、それも徐々にということで、当初はそのハードを中心に地元の方にお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹、再質問を行いたいと思います。

今ほどの部長の答弁も理解はできますが、6条の方、例えば、利用者の制限という のがありますが、先ほども言いましたが、他の利用者に迷惑をかけ、またそのおそれ があるときとか、ずっとありますが、それは確認は絶対できないでしょう。誰がしたか、そのことによって賠償責任、第8条、損害賠償をしなければならないということ、それもわからないのに、万が一、いろいろな損傷を与えた場合に修理代ですね、いろいろな指定管理の部分については金額は決まってますでしょう、いくらからいくらまでは指定管理者が持つんだと、以下は指定管理者が持つんだということがありますが、その辺りについて答弁をお聞きしたい。

そしてまた、あそこは草とかいろいろありますので、草等は直営でやっているということと、地元の森林組合が、その辺りが維持管理をされていると思いますが、マムシが出るとかいうお話も聞きますので、それに対しての安全基準というのが示していただいておられないのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総合政策部長。
- **〇総合政策部長(林 定信君)** 毀損につきましては、やはりなかなか特定すること は難しいかもしれませんけれども、悪意を持って、故意とかいうことで毀損された場合は、一定犯人を特定するような形で持っていきたいというふうに考えております。

指定管理につきましてはリスク分担でございますけれども、すでに上蚊野の古墳公園等で、こういう公園の管理に前例がございますので、そういうものを前例にして決めていきたいと思います。

それと、安全管理ですけれども、例えば補償等になりますと、施設総合の役場の場合、保険に入りますけれども、これに問い合わせたところ、施設の管理に不備があったとかという場合には対象になりますけれども、やはり自然でございますので、どこから飛んできたかわからない蜂とか、そういうことにつきましては対象にならないということで、掲示板等で注意してくださいという形で注意を喚起するという形でお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 今の安全基準の部分をお聞きしました。施設の方は保険等とかあるということですが、自然のものですので、自然の森という言葉がついておりますので、蜂とかそういう部分には町が出すのかなという私の理解の方でした。それでは安全な部分の自然の森の観察にはならないのかなと、看板だけで、どれぐらいの看板を設置するのかも示していただいてもらえない。

それで、本当にこの自然の森の方が安心安全で皆さん来ていただくというような部

分、それは遊歩道の部分は聞いております。それ以外のところでたぶん子どもたちとか、全然知らない人は夜でもくるわけです。昆虫ということで、夏のとっては昆虫の木があるということ、取りに来る、その時に看板がどこに目につくかということで、全然わからないと思うのです。

もっと安全の部分を考えていただかないと、万が一、蜂に刺されたとか、マムシにかまれたとか、子どもたちが怪我をしたとか、というのは全然安全対策がなっていない。ただ、あそこの駐車場と整備をした、遊歩道を設置した、今後便所の設置もしていくというふうになっていると思うのですが、全然その基準にはなっていないのではないのかなと私は考えるのです。もう少しもっと安全の部分も考えていただかないと、町外、町内の方が利用するにあたって本当にどうかなという部分があります。

先ほども言いましたが、この条例が先に協議もなく、いきなり上がってきたという ことに関して、その点について答弁を求めたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総合政策部長。
- **〇総合政策部長(林 定信君)** 説明等が十分できていなかったことについてはお詫 び申し上げます。

ただ、自然観察の森でございますので、やはりどうしても十分利用される方々の注意というものが必要になってくるかと思います。私どもも何回か現地に足を運びまして、こういう部分が危ないという場合は、そういう対処をしておりますし、今後実際オープンするまでに現地に運んで、その辺危険な部分につきましてはまたいろいろ新たな注意喚起等をしてまいりたいと思います。

ただ、どうしても、最初申し上げましたように、できるだけ自然のままのものを見ていただきたいという趣旨の公園でございますので、できるだけ利用者にあっても、その辺注意していただくことになるのは仕方がないというふうに考えております。以上でございます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいまの議案の新条例であり、制定に向けて聞かせてもらっておりますと十分な審議がないということから、今一度、疑問点とか問題点とか詳細な審議が必要かと私は感じますので、議長発議といたしまして、議案第51号 愛荘自然

観察の森設置および管理に関する条例の制定について、総務産業建設常任委員会に付 託したいと思いますけれども、これについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子)** 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 愛荘自然観察の森設置および管理に関する条例の制定については総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第5、議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備 および運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子登壇]

**〇住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

議案書は6ページから 24 ページ、説明資料は2ページからでございますのでよろ しくお願いいたします。

本条例を制定する理由でございます。平成24年に子ども子育て支援法が制定され、 平成27年度から子ども子育て新制度がスタートするにあたり、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、訪問型保育)について、市町村が施設の認可事務を行うことになりました。そのため、国の基準を踏まえ、愛荘町における地域型保育施設の設備および運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

なお、本条例の制定につきましては、従来の本町の実情に国の基準と異なる内容を 定める特別な事情や特性がないことから、国の基準をもって本町の基準とすることと し、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも国の基準どおりとしております。

議案書6ページにお戻りいただきたいと思います。

第1章 総則では、第1条趣旨でございますが、この条例は児童福祉法第34条の 16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定め るものとしているものでございます。第2条では定義、第3条では最低基準の目的等、 第4条では最低基準と家庭的保育事業者等、第5条では家庭的保育事業者等の一般原 則、8ページに移ります、第6条では保育所等との連携、第7条では家庭的保育事業 者等と非常災害、第8条では家庭的保育事業者等の職員の一般的要件、第9条では家庭的保育事業者等の職員の知識および技能の向上と第10条では他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準、第11条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第12条では虐待等の禁止、第13条では懲戒に係る権限の濫用禁止、第14条では衛生管理等となっております。

10ページに入りまして、第15条では食事、第16条では食事の提供等の特例、第17条では利用乳幼児および職員の健康診断、第18条では家庭的保育事業等内部の規程、12ページでございますが、第19条では家庭的保育事業所等に備える帳簿、第20条では秘密保持等、第21条では苦情への対応となっております。

第2章の家庭的保育事業、第22条で設備の基準を定めております。第23条では職員、第24条では保育時間、第25条では保育の内容、第26条では保護者との連携、第27条では小規模保育事業の区分となってございます。

ここからは第2節の小規模保育事業A型になりますが、第28条では設備の基準、 16ページ、29条では職員、第30条では準用となっております。

第3節の31条でございますが、これについても小規模保育事業のB型ということで31条で職員、32条で準用、17ページ、4節の小規模保育事業C型につきましても、第33条で設備の基準、34条で職員、35条で利用定員となっております。

第4章の居宅訪問型保育事業につきましては、37条で居宅訪問型保育事業について、38条では設備および備品について、39条では職員について、40条では居宅 訪問型保育園連携施設について、41条では準用について規定をしております。

19 ページの第5章の事業所内保育事業におきましては、42条で利用定員の設定、43条で保育型事業所内保育事業所の設備の基準、22ページになりますが、44条でも保育型事業所内保育事業所の職員、45条で連携施設に関する特例、46条で準用、47条で小規模型事業所内保育事業所の職員、48条で準用というふうになっております。

付則につきましては、第1条が施行期日、第2条が食事の提供の経過措置、第3条が連携施設に関する経過措置、第4条が小規模保育事業B型および小規模保育事業所内保育事業の職員に関する経過措置、第5条では小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置が規定されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。2番、 西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) 2番、西澤桂一です。私の思い違いがあるかわかりませんけれども、こういう非常に大事な条例制定について、今の説明を聞いておりましても条文だけで、果たして中身はどういうものなのかというところが、しっかり議論できないままに、本日、もしも採択するのであれば非常にこれは乱暴なやり方だなというような思いをもっております。

お尋ねいたしますのは、先ほど提案をされた理由の中に、国の基準がこの町の実態とかけ離れていないというようなお話がございました。本当にそうだろうかなと、こういうように私は感じております。

例えば、この中に小規模保育所C型とか、ちょっとこの名称がもう少しはっきり言えておりませんけれども、ここでは有資格者を求めていないと思います。そういうのが果たして本当にいいのかと、今までの保育所はしっかりとした体制を、愛荘町としては町立、私立とも構築してきているはずです。

そういう中にあって、本当にこういうような保育所は求められている、必要性に迫られているのかどうなのかということも踏まえまして、やはり体制というのはしっかりとした体制をつくっていかなければならない。そのあたりが地域事情と言いますか、国が判断しているような地域と愛荘町の地域と、私はそこらの考えの差は当然出てくるはずだろうと思っております。

ですから、本当に国の基準そのままを鵜呑みにした条例の制定でよいのかどうなのか、その点を深く懸念しておりますし、先ほど言いました無資格者だけの運営でどうなのかと、その2点についてお尋ねいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** まず、議論がなされていないのかということでございますが、全員協議会については7月に、それから教育民生常任委員会におきましては2回の学習会を開催させていただいて、この本条例についてご検討いただいているところでございます。

なお、家庭的保育の中で一部保育士の資格がなかってもできると23条にうたわれているところについてのご質問かなというふうに思うところでございますが、家庭的保育者の内容につきましてでございますが、この家庭的保育事業の設備および運営に

関する基準につきましては、第3条、第4条にございますように、家庭的保育事業を 行うものは最低基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない となっておりますし、第4条第3項では、町長は児童の保護者その他児童福祉に係る 当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備およ び運営を向上させるよう勧告することができると規定されているところでございます。 愛荘町といたしましては、家庭的保育者、家庭的保育補助者については市町村の町

愛荘町といたしましては、家庭的保育者、家庭的保育補助者については市町村の町長の裁量の範囲内で、見識年数等を入れながら保育の確保をしていきたいというふうに思っておりまして、こういうようなものにつきましては規則で定めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 2番、西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) 今、答弁いただきました。それで、ただこの部分について、市町村格差がやっぱりあってはだめだと思うのです。例えば、介護とか看護にいたしましても常にライセンスを持った方々を配置、1人は責任者として入っております。そういう中で、町長が云々ということなんですけれども、果たしてそこでしっかりとそういう点がカバーしていけるのか。やっぱり、預ける保護者にとってみれば有資格者がしっかりとした運営管理をやってくれているという安心感がやっぱり必要だと思うのです。その点についてお伺いをいたします。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。
- ○町長(宇野一雄君) 私からお答え申し上げます。この家庭的保育者いわゆる無資格者の雇用の関係なんですけれども、今現在でも保育者、いわゆるマンパワーの不足というのは地域的に大きいものがございます。これは全国と言ってもいいと思います。そういった中で、我々レベルを落とすということは一切考えていなくて、一定の経験年数とか、そういったことを具備した人しか、これは許認可対象ですから、許認可をしていかないということになりますので、細部的には当然規則の中でうたっていくということになると思いますので、実質レベルが低下するような許認可の仕方はやりたくないというように思っていますし、原則は保育者、保育資格のある人は来ていただくということになるんですが、今の現状では先ほども申し上げましたとおり、なかなかマンパワーの不足で、すべてがすべて保育士の資格を持った方というのはおいででない。今の現状でもなかなか募集をかけても応募者が少ないという状況の中で、こういった子どもの保育所の枠を広げていく過程においては国が示しておりますように、

ある程度は裁量権を持たしてやっていくということが必要なんかと言えます。しかしながら、裁量権と言いましても、何度も申しあげますが、その一定のレベルを下げるようなそういった雇用はしていかない、許認可はしていかないというような感じでとらまえております。以上です。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 2番、西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) 町長は今、一応レベルを落とさないというようなお話を伺いましたが、しかしそれは確かに必要なんです。けれども、じゃあ、それならば有資格者を配置すればいいんじゃないか、それを落とさないことに対しての町長の方の認可基準を決めるというようなお話なんですけれども、それらも一層、有資格者を置くと言った方がいいと思いますし、そしてマンパワー不足だというお話なんですが、愛荘町の現状から見まして、全国的には非常にマンパワー不足ということは承知しております。けれども、愛荘町の現状といたしまして、そこがイコールなのかどうか、そこにやっぱり疑問を持っております。その点をお伺いします。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。
- ○町長(宇野一雄君) お答えを申しあげます。今の現状ですと、来年の4月から実は幼稚園の3年制をはじめます。再来年からはつくし幼稚園の60人から90人の定員増を行います。そういった中で我々募集人員を今募っているわけなんですけれども、なかなか難しい。28年の4月までには約10人の保育士を増やさんならんという中で、なかなか応募者は難しい。

現状的に他の保育士だけじゃなくて専門的技術者と言いましても、なかなか愛荘町あるいは犬上郡愛荘町とか甲賀郡とか、JR から離れるとなかなか難しいというのが現状でございます。しかしながら、難しい、難しいではやっておられませんので、何とか応募者の確保には努めていかなければならないと思いますが、現状としてはそういうことです。けっして保育士が余っていて云々ということにはなり得ないというように今のところは理解しています。現実に応募者は少ないということをご理解いただきたい。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに、5番、外川善正君。
- **○5番(外川善正君)** 5番、外川善正、質疑を行います。今お話がありましたのとあまり変わらないのですけれども、私はこの52条の条例、ほかの2件もありますけれども、これは大きな枠組みのとこら辺をとらまえてうたっているように感じます。

中には細かいとこら辺まで取り下げて書いているところもありますが、全般的に見て、この子育て制度の大枠で基準となるべき、例えば、今の介護施設を見ていただいたら、イメージしていただいたらわかるかと思いますが、これだけの部屋の中には何人を入れなければあかんとか、そういうような大枠な部分を、子育ての保育士、幼稚園、そんな部分で書いているように思うのです。

そう言いつつも、新しい制度になったこれが、住民の方々にどのように映るかというところが一番大切ではないかと。だから、点をしゃべっていても私はあまりいいことはないんで、全体像として、こういうような形で運営していきます。運用についてはあまり細かく触れていない。例えば、1号認定、2号認定、3号認定、そういうようなものを誰が決めていくか、保育料はどうしていくか、所得割にするのか、均等にするのか、一部均等にしていくのか。そういうところの細かい詰めがこの条例では見当たらない。

けれども、それは今部長から話がありましたように、何か規定をつくって、そして整理していくと。そういうような中身を今でなくてもいいので、タイムリーに出していただきたい。タイムリーというのは4月1日に始まる、その以前に全部その時点で出したらいいというのではなくして、早く出せるものについては早く出す。遅くても間に合うものは遅くてもいい。というのが、事業を推進していく1つではないかと思うので、そこら辺は部長としてどのようなお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

### 〇議長(吉岡ゑミ子君) 住民福祉部長。

**〇住民福祉部長(川村節子君)** 幼児教育でありますとか、保育は生涯にわたる人格 形成において極めて重要なものであり、保育所、幼稚園についてのお子さんに対する いろいろな支援につきましては、子どもにとって最善の利益となるように努めていか なければならないと思っているところでございます。

今後ですが、まだ19日には県の方において、利用者負担の説明会が行われるというようなところでございまして、確定すべきものとしては少ない情報の中で動いているのが事実でございます。こうした中で町の規則等につきましても全員協議会や委員会の中でご相談させていただきながら、決定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(吉岡ゑミ子君) 5番、外川善正君。

**○5番(外川善正君)** 特に、どこかに書いてあると思うのですけれども、外部の評価を受ける、なんか、そんな文があったように思うのです。それはどういう方が外部になるのか。

介護保険でいったら、国の評価基準とか、町の評価基準、それは各市町村役場とい うのか、市町の窓口に設置しなさいとか、湖東振興局にもってきなさいと決められて います。

だから、質が落ちないように、その部分だけは十分議論していただいて、これを推進していっていただきたい。これはお願いの部分です。以上です。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** ほかの質疑はありませんか。10番、瀧 すみ江君。
- ○10番(瀧 すみ江君) 10番、瀧すみ江です。先ほど来も質問も出ておりますが、ちょっと重なる部分もあるかと思いますけれども、ここに出ている新しく認可されるであろうという家庭的保育事業、小規模保育事業、委託訪問型保育事業、事業所内保育事業と出ているわけですけれども、例えば、既存の保育園に子どもさんを入所する場合、こちらの保育事業を使う場合は、当然保育料は同じだと思いますが、先ほどは地域格差が出るというお話も出ていましたけれども、地域格差もですが、町内で多種の保育事業が出てきた場合は、同じ保育料を払いながら、保育内容面で格差が出てくるのではないかと考えるわけです。

やはり、平等に保育を提供するというような責任において、町としてはこのような 格差を埋めることについての見解、対策といっても今からはなかなか無理と思います ので、見解ですね、どう考えるのかということについて答弁をお願いしたいと思いま す。

それともう1つは、18ページに居宅型訪問型保育事業というのがあります。中身を 読みますと、やはり保育所で保育をすることが難しい障がい児であったり、例えば、 そのような子どもさんを訪問して保育をするとなっております。

先ほど来出ておりました規則では定められるということですけれども、この場合は 障がいのある子どもさんを訪問してみると、8時間みると、そうすると食事も専門的 な知識がいる、そういうこともあると思います。

本当に信頼できるそういう方に、事業所を認めていかないと、特に大変なのではないかと、そのように思うわけです。そういうことで、これも規則では定められるのですけれども、条例上では家庭的保育者がそれにあたるとなっていますので、資格ある

なしといったら、この中ではないものでもできるというものが出てくるわけですけれども、これは本当にしっかりと専門的な知識を持った、その子どもさんについての専門的な知識を持った、有資格者でないと大変だと思いますので、規定なり、認可する時の基準、本当に厳しくいってほしいと思いますので、これについての答弁もお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** まず、家庭的保育事業ですが、愛荘町としては、まず認可保育所の充実をしていくことが一番重要かなと思っております。待機児童の解消を図るために、つくし保育園の改築をして拡充をさせていただくことから、まず始めていきたいと思っておりまして、家庭的保育事業等についてすぐに参入される事業所があるかなということは甚だ疑問に思っているところではございますが、国の法律に基づいて、今回最低基準を決めさせていただくと思っているところでございます。

もし参入された場合ということですが、先ほど申しましたようにハードルの高い規 則において、質の確保を保っていきたいと思っているところでございます。

それから、居宅訪問型保育連携施設でございますが、町の方として想定しておりますこの無資格の方、保育士の資格のない方というのに想定しておりますのに、幼稚園教諭でありますとか、看護師の免許をお持ちの方等がこうしたものに入ってくるのかなというふうに想定しておりまして、障がいのお持ちの方で居宅でないと保育ができない方につきましては、看護師資格の方で一定の国の方の条件の研修を受けられ、その人格等につきましても町の方で判断をさせていただいて、一定の基準があれば認めていきたいというふうに思っているということで、多様なサービスに対応できるような形の中で、保育士の質を保ちながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 13番、辰己。今、議員各位の質疑に合わせて部長の答弁がありました。その中で当然、答弁を聞いていると子ども子育て支援法に基づいた今回の各条例提案、それに基づいた基準提案をしていると、そのように答弁が聞こえます。

しかし、この提案をされている中でも、市町に格差が出ています。要するに保育資格を有するものというふうに支援会議の中で修正をされたりしています。今の答弁を

聞いていると、マンパワーを確保するのは難しい、確かに現状そういう部分があります。でも、最低限、保育資格を有するという文言が入ってもいい条項があるはずです、 条の中に。

家庭的保育事業においては難しい、もしくは居宅型とか、そこには難しいかも知れないけれども、最低限小規模保育事業には保育資格は絶対に外さないんだというふうにして、国の基準、2分の1とかそういうものを撤廃してしまうという考え方を盛り込まないとどうなんだろうというのが私の提案であります。

だから、確かに、最低大枠の基準を設けられてはいるんだけれども、しかし、この 条例が制定することによって何が起こってくるのか。ハードルを高くしても、じゃあ 上位法に基づいてどういうふうに対応できるのか。そこに参酌すべき条項が入ってい るのかどうか。従うべき条項であるのかどうか。すべての総合的判断がここに求めら れてくるわけです。我々が判断するのはこの条例です。

企業参入をできないようにというふうには言われてはいるけれども、実際この法律でいけば、条例でいけば企業参入ができるんだということをまずは認めているわけです。まずは条例で認めている、規則でそこをハードルを高くしているわけです。しかし、実際、争った場合に、どちらを優先されるのか。どこまでが、要するに市町の先見事項として認められるのか、ということに発展するんだろうと思います。ですから、私は条例で基準を、ある程度精査をすべきではないのかというのが、私の提案であります。

当然、現状に即して、そうした課題はあると思いますが、しかし先ほど答弁の中にも、新しく愛荘町は公立保育園を新設、大きくしている、新設している。しかも現在、今認可保育所、皆さん社会福祉法人というか、そういうので本当に精一杯、町の方針、国の法律に基づいて取り組んで来られた。それが今回大きく変えられるわけです。そのことによって、混乱が生じるし、保育料の問題にしても、小さな問題でも、しかし、保育料の問題でも今答弁があったように、19日において県で説明会があると言っているのですよ。そうした具体的な最低限、町民さんに、利用者に関わった問題が明らかにできない中で、この条例が出されている、これは異常なことだと思います。

せめて、もう少し本当にこの部分では、確かに細部の問題になってくるのだろうと 思います。これは事業計画、これからいろいろな問題は示されていくわけです。しか し、我々議会としては最低限、町民の皆さん不安を持っている、保育料がどうなるの か、私の利用時間、認定、小学校においてどういうふうにされるのか。そういうことはまったくわからない。我々議員自身も認定区分と必要時間、保育時間、これ自体が本当にどのように説明できるのかと。この条例は通ったけれども、議員も説明できないという現状が今の状況では生まれてくる。私は今少し、もう少し、検討がいるのではないかとは思ってはいます。

でも、今何を思っているかと言えば、要するに国の法律に基づいた最低基準を示しているという答えになるんだと思いますが、しかしそこには抜け穴がありますよと、この町の保育を守っていくうえでは、児童福祉法24条1項を貫いていくには、貫いてほしいから厳しく、まずは条例もつくっていってはどうかなと、ある程度従うべき基準を尊重しつつやる、ちょっとそういうので1つ、この条例でもう少し変えられる部分があるのではないかということ、ただ保育資格というのをよその町ではそれを入れていますので、それは独自性が発揮できるのではないかなというふうに思っています。

そして、いろいろな意味で1つ大きく踏み込まなければならない、やはり料金の問題です。特に認可保育園に関わってどうなんだろうと、認定の業務とも関わってきます。保育料が今現在、基本単価が3歳児とか4歳とかあります。3万いくらとか、そういう俗に言えば、今の言葉でいけば法定価格に反映するとみられる総合的なものが、今現在は延長保育も含めて全体があるんですが、次は価格の中に延長保育、今4,000円ほどが、町は自己で持ち出してもう少し多いかもわかりません。現行のそういう制度で見れば、それが基本単価に入ってくる。4,000円が逆に基本単価に入ってしまうということ。

ところが、認定区分で必要時間が4時間しか認定されなくて、それでどうしても親の都合で8時間とか、もしくはなったとか、その家の事情で8時間になったとか、それは逆にBになるんですとか、必要時間が8時間に認定されますとかいうようになるかもわからないけれども、それは先ほどの業務の問題で、そうなった時に延長保育について、結果としては今日の新聞も読んでいると、保護者負担に添加されていくと、いろいろな保育園に必要な資材も保護者の負担になり得ると、今日の新聞、朝刊を読んでいたら書いてありました。

皆さんが読んでいる新聞かどうかは別ですけれども。外野と質疑をしている場合ではないのですが、そういうのでいろいろな問題を、課題を抱えているということをあ

えて言いたい。特に言いたいのは延長保育が、本当にどのように考えているか。せめて、この条例を出されている以上、それは答弁はいただきたい。

それが動けば、認定保育者そのものも不安になるわけです。というのは、認定業務は行政が行います。利用者はそこに割り振られます。その間において、延長保育に対しての対応が変われば、利用者は戸惑うわけです。ですから、私はそこを聞いています。当然、認定保育者の運営にも大きくかかってきます。すべてにすべてがかかってくるので、あえてこの条例制定において、そうしたところまで少しは踏み込まなければ、単に基準を設けるという話では済まないんだということだけを言っておきたいと思います。

### **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。

**○住民福祉部長(川村節子君)** 保育士資格につきましては、先ほどから答弁させていただきましているとおり、家庭的保育者でありますとか、補助者につきましては町長が認めるものとしておりますので、ここについては町の裁量で規則等でしっかりとうたっていきたいと思っているところでございます。

あと、延長保育でございますが、保育標準時間と保育短時間というのがございまして、保育標準時間が保育の 11 時間、保育短時間というのが 8 時間の保育をする場合になっております。

愛荘町の場合は町立保育園と私立保育園、公立の幼稚園というこの中におきましては、今議員ご指摘の保育料が延長で別に加算されるということはございません。

保育標準時間が保育料となりまして、8時間の方については短時間ということで2つの保育料を設けることになりますが、前回の一般質問でもご答弁させていただいておりますとおり、標準時間の-3%で国の方が利用料を設定している状況でございますので、そう大差なしに保育料については設定できるかなというふうに思っているところでございます。

例えば、今おっしゃっているのが、ちょっとわからないのですが、認定子ども園とか、そういう場合はどのようにされるのかはちょっと私立の幼稚園で延長される場合とかというのは、別に負担をされるのかというふうに思いますが、今の愛荘町内の保育園、幼稚園の事情から言いますと、延長保育は従来どおりと認識しているところでございます。

#### **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 今言われるように、部長が理解しているので、当然今、国がそういう説明をしているということなんです。実際問題、今言われるように標準が8時間で、保育園の場合は11時間で、結果としては11時間必要な方が非常に増えてくると、しかし認定は8時間で、しかし運営上は11時間100%で運営するという事態が生まれてくる。だから、特に民間保育園を言われて、公立保育園はそこは当然補てんは補正予算を組んだりなんとかするでしょう。

しかし、民間の場合はそう容易くはいかなくて、今言われるように、結果として、 今専門家、埼玉の先生が言われたのは、11 時間の保育を 100%確保しないと、運営で きなくなるのが、この基本単価であるというふうな説明がなされているわけです。で すから、8 時間認定された人だけでは結局は運営できなくなる可能性がある。という のは、それは先ほど言いました延長保育が基本分に加算しているということから始ま っているというのがミソなんです。そのことをただ言いたいのです。

具体的な議論は、また支援会議等で協議なされるだろうし、我々はそういうところをもう少ししっかりと議会も認識を、把握をして、この事業に進めていかなければならないと。

もう1点、この条例上、大きな問題は保育園が3階以上設置できるという規定があります。国の法律に基づいて、私はここは本当に保育業務が3階以上でいいのかどうかというので、ここはやはり保育事業においては2階以内というふうにすべきだと、都市的発想でここへ基準を持ち込むのはいいのかどうか。

これは条例でしっかりと押さえておかなければ、本当に今町長が認めた場合、保育 事業においては介護士さん等も該当するかなと言われたように、結果としては3階以 上の保育も可能になるということを示唆されています。

ですから、やはり安心安全いろいろな災害、問題を考えた時に、保育においてはやはり2階以内とすべきではないかなと私は提案を申し上げますが、答弁をいただきます。

## **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。

○住民福祉部長(川村節子君) 今おっしゃっていただいておりますこの家庭的保育が4階以上もOKになったというものではございません。今の認可保育所でありますとか、授産施設、児童養護施設等を定める児童福祉施設の設置および運営に関する基準という国で定めておりますものにつきましても、今回条例で制定させていただいた

ものと同様の条項になっておりますので、よろしくお願いいたします。

同様ですので、それ以上のものとは思っておりませんので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- **○13番(辰己 保君)** 13番、辰己。その条例はもう読みました。ですから、私 自身はすべてそこは2階以内に削除をすればいいという考え方です。

ですから、家庭的保育を想定しているのではなくて、結果として、私が言いたいのは企業参入がし易くなったり、最初に言ったように、いろいろな要素があるんだということで、そのことをあえて現況の愛荘町の保育でいいわけです、ある意味、これを充実させて、言えばもう少し施設拡大ができれば十分対応できるでしょう。今現在待機児童があるという実態も考慮すれば、ですからそういうものをすべて解決するために、愛荘町は新しい保育園をつくっていくとかいう事業計画を進めているわけです。

しかし、実際は多様な保育事業が生まれてくるという条例なんです。ですから、ハードルを高くするのだったら、2階以内とすべきだということを進言しているんです。ですから、条例上こうであれば、結果としてこの条例が生きてきますと言ったのはそこなんです。ある以上はいいんじゃないかというふうにします。資格も持っています。すべて要件を満たしていますということになります。

そうした問題、最低基準を設ける条例であろうとも、その条例に含まれている大きな課題、こういうものがたくさんあるんだという条例であることは確かです。給食の提供の仕方もあります。自園調理から外部搬入が可能になるという記述まで入っています。だから、今の幼稚園に給食センターから搬入するということを、保育園まですべての保育事業までやれるという道が生まれてくる。本当にそれがこの町の保育事業にとっていいのかどうか、私は検討すべき余地があるというふうに思っています。

いずれにしても一番身近な保育料、19日県の説明、それを受けて一定の考え方が、 町の考え方が示されるのだろうと思います。議会においても示していただけるだろう と思います。そうした諸々をしっかりと勘案して、我々はこの問題に取り組んでいく べきだというふうに思っています。

再度、いろいろな抜け穴2階までという問題に対する答弁、私は限定的には言っていません。すべての保育事業について言っています。そうして給食の自園調理についても答弁をいただいておきます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** 先ほどの2階の件ですが、上の認可保育所でも2階以上がダメというふうにはなっていない現状で、愛荘町でそこまでできるかというのはちょっと疑問に思うところでございますが、これにつきましては申請があったときには児童福祉法第34条の15の4号で、保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないというふうになっておりまして、愛荘町だけが決めるのではなくて愛荘町でありますと子ども子育て会議の意見を聞いたうえでの事業認可をしていくこととなるということで、こうしたものについても議論をしていただきたいと思っているところでございます。

あと食事につきましてですが、これにつきましては、本来は自園給食というのが基本になっております。この特例で定めているのは、認可保育所で給食センターをつくる保育というものではございません。例を申しますと、例えばですが、事業所内保育所でこういうような事業をされる場合ですと、本体の事業所で給食を出しておられますので、その給食を保育所の方に持ってきてもらうとか、あと病院の託児所がこうした事業に参入された場合、病院でつくっておられる給食を持ってきてもらうというようなことを想定されて、給食の提供の特例があるというふうに認識をしております。

0・1・2歳児は自園というのが基本になっておりますので、そこら辺については 認可保育所がこのようなことになるというふうには想定しておりませんのでよろしく お願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入らせていただきます。10番、瀧 すみ江君。

**〇10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江、反対討論を行います。

議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例に対して反対を表明します。このあと提案される議案53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対しても、この場で反対を表明しておきます。

この条例は子ども子育て支援新法によるものです。この子ども子育て支援新法は、 そもそも保育の市場化を目指した保育制度、改革をベースにしたもので、これまでの 保育所、幼稚園の制度を根本から改変する改革であり、多くの問題を抱えています。 新制度では、当初は削除する予定であった児童福祉法24条1項保育における責任が 行政にあることが再度確認されました。

深刻な問題は保育士資格を有しないものでも保育業務を行うことができる。また給食について園内調理だけではなく、外部搬入も認めるという規制緩和があり、安全面がどうなるのかと危惧され、認可した町の責任が問われるものと考えます。新制度は児童福祉法の基本理念を形骸化、空虚化させるべく、本町が取り組んできた延長保育に影響する保育料体系に変更するなど、利用者負担を押し付けるものです。

10月からの保育園や幼稚園の入所申込み開始が迫る中、保護者を対象にした説明会も行われていますが、細部にわたる国の提示が不十分なため、保護者が一番関心あると思われる新しい保育料や幼稚園の使用料について示すことができません。そんな中での条例提案は無理があります。

愛荘町は災害時の対応を考えたつくし保育園の新設事業に取り組んでいます。新制度においても、子育て支援事業は児童福祉法第1章(総則)が基本理念として貫かれ、第24条1項に基づく保育業務の責任を遂行することです。十分な準備がなされないまま実施される新制度は、5年間の事業計画実施期間内に様々な事項において経過措置が取られることになっています。

そういう意味では、制度が実施されて終わりではなく、新制度実施後においても問題点を明らかにし、新制度を少しでも良い制度にしていくために改善を求めていく必要があります。

新制度は実施主体である町が判断すべきことが多くあります。子どもの権利保障を 基本に格差のない保育、教育を求めること、児童福祉法24条第1項市町村の保育実 施責任を最大限に生かすこと。現行保育水準を後退させず、維持拡充を図ること、こ の3つの点を要望いたしまして、反対討論といたします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論はございませんか。8番、小杉和子君。
- **〇8番(小杉和子君)** 8番、小杉和子。 賛成討論を行います。

議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について賛成する立場から討論を行います。

本案は、子ども子育て支援制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育事業、家庭的保育園事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業について児童福祉法に基

づき設備および運営に関する基準を定めるものです。

本条例の制定は、愛荘町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性 はないことから、原則として国の基準(府省令)をもって本町の基準とすることとし、 従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも国の基準どおりとしています。

本条例の制定については妥当なものであることから賛成するものであります。議員 各位におかれましても、ご理解いただき賛同をお願いいたし、討論を終わります。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

### 〔賛成者起立〕

○議長(吉岡ゑミ子君) ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分 再開 午前10時45分

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第6、議案第53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**〇住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は 25 ページから 45 ページ、説明資料は 4 ページからでございます。

本条例を制定する理由でございますが、平成24年に子ども子育て支援法が制定され、平成27年度から子ども子育て新制度がスタートするにあたり、特定教育施設(幼

稚園、保育園、認定子ども園)や特定地域型保育事業(地域型保育)などの認可を受けた施設の運営に関する基準を定めることとなりました。このため、国の基準を踏まえ、愛荘町における特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

また、本条例につきましても、制定につきましては本町の実情に国の基準と異なる 内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準をもって本町の基準とする こととし、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも国の基準どおりとしております。 議案書 25 ページに戻っていただきたいと思います。

まず、第1章の総則でございます。第1条では趣旨ということで、この条例は子ども子育て支援法第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとするものでございます。

第2条では定義、第3条では一般原則、27ページ第1節の利用定員に関する基準につきましては第4条では利用定員、第5条では内容および手続きの説明および同意、29ページになりましたら第6条では正当な理由のない提供拒否の禁止、第7条ではあっせん、調整および要請に対する協力、第8条では受給資格者等の確認。

30ページになります。第9条では支給認定の申請にかかる援助、第10条では心身の状況等の把握、第11条では小学校との連携、第12条では特定教育・保育の提供の記録、第13条では利用者負担額等の受領、第14条では施設型給付費の額に係る通知等について規定をされています。

32ページになります。第15条では特定教育・保育の取扱方針、第16条では特定教育・保育に関する評価等、第17条では相談および援助、第18条では支給認定保護者に関する市町村への通知、第20条では運営規程、第21条では勤務体制の確保と第22条では利用定員の遵守、第23条では掲示、第24条では支給認定子どもを平等に取り扱う原則、第25条では虐待等の禁止、第26条では懲戒に係る権限の濫用禁止、第27条では秘密保持等、第28条では情報の提供等、第29条では利益供与等の禁止、第30条では苦情解決、第31条では地域との連携等、第32条では事故発生の防止および発生時の対応、第33条では会計の区分、第34条では記録の整備というふうになっております。

36ページからは第3節特定施設型給付費に関する基準ということで、第35条では

特別利用保育の基準、第36条では特別利用教育の基準、37ページ第3章では特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、第37条では利用定員、第38条では内容および手続きの説明および同意、第36条では正当な理由のない提供拒否の禁止等、第40条ではあっせん、調整および要請に関する協力、第41条では心身の状況等の把握、第42条では特定教育・保育施設等との連携。

40ページになりますが、第43条では利用者負担額等の受領、第44条では特定地域型保育の取扱方針、第45条では特定地域型保育に関する評価等、第46条では運営規程が規定されております。

42ページ、第47条では勤務体制の確保等、第48条では利用定員の遵守、第49条では記録の整備、第50条では準用となっておりまして、43ページからは特例地域密型保育給付に関する基準ということで、第51条では特別利用地域型保育の基準、第52条では特定利用地域型保育の基準を定めております。

付則としまして、第1条では施行期日、第2条では特定保育所に関する特例、第3条では施設型給付等に関する経過措置、第4条では小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置、第5条では連携施設に関する経過措置が定められております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、 辰己 保君。
- **〇13番(辰己 保君)** 13番、辰己。本町の幼稚園、保育園はこの条例に該当してくるだろうというふうに思っています。それで、第52条2号で書かれていた条例に、特にここでは20人以下規模の保育についての条例でありました。その中で部長自身も前条の3条、4条を持ちだして最低基準を現行の基準を下げないように努めるというところを持ち出されました。

その点で、この条例で第53号の条例について、当然関係機関、関係者と協議をなされていると、当然疑問に対しても応えられているというふうに推察します。それで、やはり先ほどの条例でも言いましたが、現行でも行政が持ち出して保育運営を支援しているというふうに思うわけです。ですから、今度はそういう措置制度から給付制度に変わってくるわけですから、それが重きになってくる。だから、どの程度今日まで行政がやっていた支援がどのように影響してくるのか、とにかく、先ほど延長保育も然りと、いうことになってくると思います。

だから、どういう考え方をもって、この条例を施行していこうというふうに思って おられるのか、その考え方を尋ねておきます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** 本制度が新制度が保育所等に与える影響というふうにご理解をさせていただいてもいいのかなと思っておりますが、保育所にあたりましては、保育料につきましても従来どおり、愛荘町の方に徴収するとなってございますし、措置費につきましても委託料という形で支出するということになっておりますので、もし愛荘町に子ども園とかいうのがありましたりしたら、ちょっとまた契約方式になりますが、愛荘町の場合は従前の従来どおりのやり方で対応できると認識をしているところでございます。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- **○13番(辰己 保君)** 辰己。押さえる意味で言っております。延長保育について も利用者の要望また保育園事業者の思いを汲んで現行通りの状況を維持するという解 釈でいいということだけを確認しておきます。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** 今、延長保育につきましては別途補助金も出している状態でございます。それが、議員おっしゃいますように運営費の中にカウントされるというふうになってございます。ただ、今試算をしておりますと各事業所の保育園ともに現行より少し上の方で推移をしているような委託料になるのかなと思っているところでございます。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第

53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第7、議案第54号 愛荘町放課後児童健全育成事業 の設備および運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**〇住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第54号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。 議案書は46ページから、説明資料は6ページからでございます。

本条例を定める理由でございますが、従前、放課後児童健全育成事業の設備運営基準につきましては、ガイドラインを基準としておりましたが、平成24年に子ども子育て支援法が制定されたことに伴いまして、児童福祉法が一部改正され、質向上のため、施設や事業の設置および運営について基準を定めることになりました。

このため、国の基準を踏まえ、愛荘町における放課後児童健全育成事業の設備およ び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。この条例につきましても先と 同様、国の基準どおりとしているところでございます。

議案書 46 ページをお願いいたします。第1条趣旨でございます。この条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条では定義、第3条では最低基準の目的等、第4条では最低基準と放課後児童健全育成者について、第5条では放課後児童健全育成事業の一般原則、第6条では放課後児童健全育成事業と非常災害対策について、第7条では放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条では放課後児童健全育成事業者の職員の知識および技能の向上等、第9条では設備の基準、第10条では職員、第11条では利用者を平等に取り扱う原則、第12条では虐待等の禁止、第13条では衛生管理等、第14条では運営規程、第15条では放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条では秘密保持等、第17条では苦情への対応、第18条では開所時間および日数について、第19条では保護者との連携について、第20条では関係機関との連携、第21条で

は事故発生時の対応について規定されております。

付則につきましては、第1条で施行期日、第2条で職員に関する経過措置が定められているところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、 瀧 すみ江君。
- ○10番(瀧 すみ江君) 10番、瀧すみ江です。この学童保育所の設備および運営に関する基準ですけれども、この条例に書かれていることを誰が実行するのかと言えば、町内の学童保育所の管理者というか、すべて4学童保育所とも保護者会が運営していますので、保護者全体というのか、管理するのは保護者会の会長と役員がやられます。その役員さんもたぶん毎年変わっていくものと思っていますので、この条例は「…ねばならない」というのがとても多く、内容的にも難しい、読んでもなかなかすっとわからないという部分もあると思いますし、その保護者さん、やはり子どもさんを預けられて、昼働いている方ですので、やはり適正に運営されるために、どのような手立てをされるのかということについて、答弁をお願いします。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** 本条例につきましては、現在、ガイドラインという ことで基準が設けておりましたのを、しっかりと条例で定められたというふうに認識 しているところでございます。

保護者や事業者への説明につきましては、この条例の制定後にお集まりいただいて 内容については周知していきたいと思っておりますのと、今年度から3ヵ月に1度、 会計事務も含めまして全学童保育所に職員が出向いて指導や相談事に応じているとい うようなことで、今後もこうしたことを続けて行きたいと思っているところでござい ます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 全員賛成でございます。よって、議案第54号 愛荘町放 課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定については、 原案のとおり可決されました。

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第8、議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する 条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 小杉善範君登壇〕

**〇収納管理主監(小杉善範君)** それでは、議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の 52 ページであります。説明資料は7ページに改正の理由、8・9ページ が新旧対照表でございます。それでは、説明資料7ページの方でご説明をさせていた だきます。

今回の改正は地方税法の一部改正により、税負担軽減措置の整理合理化が講じられたことにより、本町税条例の規定について所要の改正を行うものであります。

改正の内容でありますが、付則第19の3非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる 町民税の所得計算の特例につきましては、単に課税計算の細目を定めるものであるこ とから、条例の性格を踏まえ条項を削るものであります。

付則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、 辰己 保君。
- **○13番(辰己 保君)** 13番、辰己 保。今説明を聞いていると、単に課税計算 の項目を定めていたものが、それに該当しないと、雑駁な解釈、今の説明の解釈をすればそういうことを指しているのかというふうに思います。

では、この現行、具体的にこういうふうに19条3の2項というふうに示している

わけですが、現状はどういうふうな上場株式における課税計算、所得計算がなされ、 どの部分が削除の対象となるのか、その課目というか、項目について答弁をいただき ます。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 収納管理主監。
- **〇収納管理主監(小杉善範君)** 現在、付則第19条の3につきましては、平成22年9月議会で施行日を25年1月1日と定めて復活をするものでありました。ところが、平成23年9月の議会で施行期日を2年間延長ということで、平成27年1月1日から施行するというものであります。

ですから、現在まだ施行はされていないという状況であります。そして、26年の6月議会で、現在削除中であるわけですが、これについて贈与等によって相続した場合の規定を追加させていただきました。今回、現在施行はしていない、条例上は削除という形になってあるわけですが、27年1月1日から復活しまして、29年1月1日で削るという形になりますので、現在はこの条例があることによって、税額がどうこうというような適用はされていないというのが状況であります。

ただ、削除後につきましては、上位法例で計算の細目を定めるものでありますから、 そちらの方で計算をしてくるという形になります。以上です。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 13番、辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 非常にその説明、追っていくのが非常に大変で、22年にあげて、3年後施行で、26年6月、今年の6月に増えて云々、結局はそれはこの1月1日から実施していたけれども、何か適用外とか、出入りの激しい条例という何かそんな解釈があるけれども、私自身、これ地方税法の云々で、上場株式云々が所得計算で特に必要となってくるのは住民税にも関わって、昨年の9月議会だったと思うのですが、上場株式における譲渡益、譲渡損、損が出た場合には公社債、配当益等が相殺できていくと、それが3年間の累積によって調整できるというものの条文廃止かというふうに、私はこの条文は解釈をしているわけです。

まったくそうした今地方税法の改正および町税法の改正に伴った措置が講じてきているわけですけれども、ですから、もっとこれも別に地方税法に関わってくるとは思わないのだけれども、要するに証券会社等にそれも昨年の9月議会でも言ったんだけれども、100万円までは非課税扱い、それが3年であったものが5年間に延長して、500まで最高ということの非課税口座があったりすると、当然預貯金利子が預金利子

の 20%が加算してくるというのを免除するとか、いろいろなそういうものにおいて本町の税条例の計算上の問題が発生しているのかどうか。

短い文の中と難しい条文で勝手にそういう解釈をしているわけですが、まったく別だということを言い切れるものなのかどうかだけの確認をします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 収納管理主監。
- ○収納管理主監(小杉善範君) 新旧対照表で、条例上は削除でありますので、ここで見ていただく新旧対照表しかないわけですが、紙面の方ではご覧いただけないと思うのですが、非課税口座の全額下した場合、譲渡した場合、2項については相続した場合、その場合については課税の特例から外れますよというような条文ですので、全然関係ない、こういうケースが起こった場合には当然、この条項の適用があるわけですが、現在、その影響額がどれだけかと言われると、施行自体がされていませんので、その額については今のところはないということになります。

ただ、こういう譲渡もしくは相続があった場合については、条例から削るということで条例上には載っておりませんが、税法の適用はあります。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番(辰己 保君)** 13番、辰己 保。議案第55号 税条例の一部改正する 条例について反対を行います。

今、答弁の中で非常に難解な答弁というふうに言わざるを得ない。要するに、住民 税には影響がないというのは、愛荘町の税条例に該当する以前に、税法上において処 理がなされるという解釈だろうというふうに思います。その答弁を受けての反対討論 とさせていただきます。

私自身が指摘しているように、株式譲渡益を含む所得計算の優遇というふうになる わけで、まさにそうした株式また公社債、こうしたものの配当益また損においても、 大きく影響を受けるのは残念ながら富裕層のところであり、その結果として説明から も、答弁からもわかるように、富裕層の税負担をやはり引き下げるという条例にある と思います。

そうした状況の中で、私たちは結局、消費税8%、そして今本当に不満が出てきて

いるのは受益者負担の原則で、どんどんといろいろなものを負担を押し付けられている。こうした生活の実態、こうした状況にあるにもかかわらず税法、また税条例において貧富の拡大を本当にさせていく。このことによって富裕層への優遇税制で、これに対しては断固批判をして反対討論とさせていただきます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論ございませんか。 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹。 賛成討論を行います。 議案第55号 愛荘 町税条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

先ほども主監の方から説明がございましたが、地方税法の一部を改正する法律の施行により税負担軽減措置の整理合理化が講じられたことに伴い、本条例の規定について所要の改正を行うものだと説明をいただきました。

理解をいたしますので、議会各位のご賛同により判断をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立多数です。よって、議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第9、議案第56号 愛荘町固定資産税の不均一課税 に関する条例を廃止する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

[収納管理主監 小杉善節君登壇]

**〇収納管理主監(小杉善範君)** それでは、議案第56号 愛荘町固定資産税の不均 一課税に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

議案書 53 ページであります。説明資料は 10 ページになります。それでは、10 ページの方で説明をさせていただきます。

条例を廃止する理由でありますが、近畿圏整備区域および都市開発区域の整備およ び開発に関する法律施行令により規定されています地方税の不均一課税に伴う減収補 てん措置、地方交付税措置でありますが、適用が平成26年3月末で切れて、26年4月1日以降の延長がなされなかったことから上記条例を廃止するものでございます。 付則としましては、この条例は公布の日から施行し、廃止前の条例により、県に不均一課税の適用を受けているものに対して本条例の廃止前、廃止後においても、廃止前の条例の効力を有するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員です。よって、議案第56号 愛荘町固定資産税 の不均一課税に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第10、議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条例の 一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**〇住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条 例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は54ページから、説明資料につきましては11ページからになります。説明 資料の方で説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、平成26年10月1日から「母子及び寡婦福祉 法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められることに伴いまして、愛荘町福 祉医療費助成条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要旨でございますが、第2条第3号は法律名の改正でございます。第2

条第4号につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められることに伴いまして、父子家庭を概ね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置付けられたことに伴う改正でございます。第2条第5号および第6号につきましては、父子家庭への福祉の措置に関する章を創設されたことに伴う法律の条項の改正でございます。

付則につきましては、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員です。よって、議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第11、議案第58号 町道の路線の廃止につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第58号 町道の路線の廃止につき 議決を求めることについてをご説明させていただきます。

次の路線を廃止することにつき、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本路線は迂回路の設置に伴い、一旦町道路路線を廃止するものでございます。路線 名は不飲井愛知川線(起点愛知川字中川原 613-1、終点愛知川字東町 1609-1)で ございます。重要な経過地はございません。以上でございます。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 全員賛成です。よって、議案第58号 町道の路線の廃止 につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第12、議案第59号 町道の路線の認定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第59号 町道の路線の認定につき 議決を求めることについてご説明させていただきます。

次の路線を町道路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議 会の議決を求めるものでございます。

今回提示させていただきました路線は6路線でございます。先ほどの路線の廃止に伴う付け替え、また公営住宅跡地の活用に伴う町道の認定でございます。

不飲井愛知川線(起点愛知川字中川原 6 1 3 - 1、終点愛知川字下メ 4 43)、上沢愛知川線(起点愛知川字上沢 461、終点愛知川字東町 1609-1)、山川原野上線(起点山川原字野上 142-1、終点山川原字野上 134-3)、豊満堂林 1 号線(起点豊満字堂林 856-4、終点豊満字堂林 856-1)、豊満堂林 2 号線(起点豊満字堂林 860-1、終点豊満字堂林 862-5)、長野南外周線(起点長野字溝口 2030-10、終点長野字溝口 2030-8)以上、6 路線でございます。

よろしくお願いします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 全員賛成です。よって、議案第59号 町道の路線の認定 につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第13、議案第60号 平成26年度愛荘町一般会計 補正予算(第4号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

[総務部長 中村治史君登壇]

**〇総務部長(中村治史君)** それでは、議案第60号を説明させていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,052万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億565万6,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

62 ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正になります。愛荘町湖東 三山館あいしょうの指定管理料につきまして、平成27年度から平成30年度までの 期間で6,091万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書で各課目の補正額および主な内容を説明させていただきます。64ページをお願いいたします。まず歳入でございます。国庫支出金の総務費国

庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金はマイナンバー制度導入に伴う総務省にかかるシステム整備補助金 896 万 6,000 円の追加、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金については子育で支援環境緊急整備事業費補助金が新たな国費県費から補助金があったことによる予算更正として 1,722 万 4,000 円の追加、老人福祉費補助金地域包括ケアシステム構築事業補助金は余剰金代金に伴い 85 万円の減額、県支出金の民生費県補助金障害福祉費補助金は年度途中における対象者決定による障害者日中活動の場支援事業費補助金 8 万 6,000 円の追加、児童福祉費補助金は子育で支援環境緊急整備事業費補助金が新たな国費県費からの補助となったことによる予算更正として保育緊急確保事業補助金 1,056 万 9,000 円の追加と、子育で支援環境緊急整備事業費補助金 2,166 万 7,000 円の減額、県支出金の総務費委託金統計調査委託金は国勢調査に対する国勢調査交付金 8,000 円の追加、財産収入残余財産処分に伴う配分金については滋賀県土地開発公社解散による残余財産処分に伴う配分金として 40 万円の追加、これは出資金分の配分でございます。

寄付金一般寄付金は滋賀中央信用金庫からの寄付金として 49 万 9,000 円の追加、一般寄付金につきましては当初予算額として 1,000 円を予算計上しております。今回寄付があった金額が 50 万円であります。したがって、補正予算額としては 49 万 9,000円補正し、予算額を 50 万円とするものでございます。

繰越金前年度繰越金につきましては歳入歳出財源調整として 3,508 万 4,000 円の追加でございます。

諸収入雑入その他雑入については、滋賀県市町土地開発公社開催に伴う現金配分と して 20 万 9,000 円の追加でございます。

次に歳出でございます。66ページからでございます。総務費一般管理費については、去る8月9日から10日目にかけて襲来した台風11号における対応を、第3配備まで招集したことから、これに伴う職員の時間外勤務手当および管理職員特別勤務手当244万2,000円の追加、公正・透明な入札確保委員会委員の任期が6月末日で満了したことから、新たな委員の就任に伴い委員謝礼8,000円の追加、社会保障・税番号制度に伴う個人情報保護制度再構築支援事業および行政保育支援新法関連3法、こちらにつきましては行政福祉支援法、行政福祉支援法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、行政手続法の一部を改正する法律の改正に伴う行政手続き省令整備支援業務等の委託料388万8,000円の追加、財産管理費においては公用車の修繕料23万

4,000 円の追加、企画費報償費においては地域おこし協力隊1名の辞任による活動謝礼156万円の減額、自然観察の森竣工記念学習会講師謝礼1万円の追加、需用費においては企業立地ガイドの印刷製本費5万8,000円の追加、委託料については地域おこし協力隊1名の辞任による活動謝礼161万3,000円の減額、自然観察の森の観察路・駐車場の除草作業委託料23万6,000円の追加、マイナンバー制度の対応、こちらにつきましては特定個人情報保護評価の実施に義務付けに伴う評価支援業務委託料181万5,000円の追加、電子計算費委託料においてはマイナンバー制度に伴う電算システム開発業務委託料1,104万8,000円の追加、総務費統計調査費国勢調査費においては平成27年秋に実施する国勢調査準備に伴う職員手当、旅費の追加、需用費の減額であります。

続きまして、67ページでございます。民生費社会福祉費老人福祉費においては財源 更正、障害福祉費においては年度途中において就労継続支援A型事業対象者が発生したことに伴い、障害者日中活動の場支援事業費補助金 17万3,000円の追加、福祉センター費需用費においては、けんこうプール玄関内側自動ドアの開閉装置の取替修繕料54万円、台風11号による愛の郷の屋根修繕料39万6,000円の追加、けんこうプール・ドームの特殊建築物定期報告業務委託料107万円の追加、けんこうプールの塩素タンク・ポンプ等の改修工事費87万2,000円の追加、民生費児童福祉費需用費においては子ども子育て新制度の利用者支援事業として情報提供を行うため消耗品費・印刷製本費の追加、児童福祉措置費償還金利子および割引料においては平成25年度保育所運営費負担金返還金41万2,000円、平成25年度児童手当国庫負担金返還金189万9,000円の追加、児童福祉施設費においては財源更正であります。

衛生費保健衛生総務費においては財源更正、予防費においては予防接種法施行令の 改正に伴い水痘ワクチン・成人用肺炎球菌ワクチンの追加による予防接種業務委託料 1,621 万 6,000 円の追加。

続いて、68ページでございます。保健センター管理費においては台風 11 号による 秦荘保健センター西面 2 階外壁ホールガラスの工事請負費 37 万円の追加、農林水産 業費農業振興費においては世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金の交付負 担金が増額となったことから 242 万 4,000 円の追加、商工費観光費においては嘱託職 員の通勤手当 11 万 6,000 円の追加、土木費下水道費においては下水道事業特別会計 繰出金 20 万円の減額、小集落地区改良事業においては事業推進にかかる旅費 25 万 1,000 円・工事請負費 667 万 7,000 円・上水道負担金加入負担金 115 万円の追加、消防費非常備消防費においては去る 8 月 9 日から 10 日にかけて襲来した台風 11 号における対応時の食料確保として食糧費 18 万 8,000 円の追加、教育費中学校費教育振興費においては愛知中学校の全国中体連柔道大会嘱託講師の引率旅費 9 万円、剣道部・柔道部・水泳部・陸上部の全国大会・近畿大会出場による生徒派遣費補助金 45 万円の追加、諸支出金教育振興基金費積立金においては滋賀中央信用金庫からの寄付金 50 万円を積み立てるものです。

70ページにつきましては、一般職の補正予算給料費明細書を付けさせていただいております。上段につきましては給与費等の総括、中段には職員手当の内訳、下段には給料および職員手当の増減額の明細でございます。台風 11 号対応および国勢調査準備に伴う増額でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、 瀧 すみ江君。
- **〇10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江です。この補正予算の中に電子計算 費のところが主ですが、電算システム開発業務委託料の中にマイナンバー制度による 開発業務の委託料が説明の中でもありました。マイナンバー制度について質疑を行い たいと思います。

この制度、開発業務が入っているのですけれども、この制度導入のスケジュール、 そして、この制度のメリットは何かということについて答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総合政策課長。
- ○総務部長(上林市治君) ただいまのマイナンバー制度について、制度のメリット 等についてご説明を申し上げます。

これは平成25年5月25日に、行政手続きにおけます特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたわけでございます。

この番号制度につきましては、複数の機関の存在する個人の情報を、同一の情報であるというように認識を行うための基礎整備でありまして、社会保障、税制度の効率性・透明性を高めて、住民にとりまして利便性の高い公平公正な社会を実現するため

の、いわゆるインフラ整備と言われております。

その導入効果でございますけれども、より正確な所得を把握していく、社会保障や 税の納付などと負担の公平化が図られると言われております。また、その他にも災害 時における積極的な支援ができたり、あるいは社会保障や税にかかる各種業務の事務 の軽減が図られるわけでございます。

もう少し簡単に言いますと、例えば、年金をもらえる場合に、従来ですと、戸籍とか、あるいは住民票を個人が請求されていたわけですけれども、そういったものにつきましても、こういった制度の導入によりまして、添付の軽減が図られるというようなことでございます。

この制度でございますけれども、27年、来年の10月からマイナンバーの付番の 通知がそれぞれ行われます。また、28年1月にはマイナンバー制度の利用開始でご ざいます。というような日程スケジュールになってございます。

少し漏れましたけれども、個人に対するマイナンバーの付番ですけれども、これは 町長が行うことになっておりまして、個人については 12 桁、あるいは法人に対しま しては法人番号の付番は国税庁が行うということで 13 桁と聞いております。

以上でございます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 10番、瀧 すみ江君。
- **○10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江です。それでもう1つ、マイナンバー制度のことですけれども、ほかの質疑ですけれども、全協で電算システム開発業務委託料の内訳など聞かせていただきました。説明では社会保障分野の改修がかなり多く見積られているように思いました。その改修、具体的にどのような改修になるのかということについてお願いします。

そして、あと宛名改修ということも言われましたが、この宛名改修とはどのような作業になるのか。具体的にどのような作業をされるのかということを答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 管理主監。
- **〇管理主監(北川孝司君)** マイナンバー制度にかかりますシステムの改修の具体的な内容でございます。それぞれ住民の方に国から配付されますマイナンバーというナンバーが、それぞれのシステムに紐付けをされるということになります。

このマイナンバーの番号ですけれども、それを利用するシステムということで、住

民記録とか税とか、厚生労働省関係ですと障害者福祉、児童福祉、国民年金また国民 健康保険、介護保険、後期高齢者医療などのシステムにつきまして、それぞれマイナ ンバーの番号と紐付けをするためのシステムの改修となっております。

また、宛名につきましては、それぞれ納付書とか通知書を出す場合に、宛名だけを 管理しているシステムが別にございます。住所等の宛名のあるシステムにつきまして も、個々のシステムとの関連がございますので、そちらの方も合わせてシステムの改 修をするものでございます。以上でございます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 10番、瀧 すみ江君。
- ○10番(瀧 すみ江君) 10番、瀧 すみ江です。そうすると、福祉関係、年金関係、介護保険、税関係などのシステムに紐付けというのは、ちょっとはっきりわからないのですけれども、そういう改修をされるということは、結局具体的に何をする場合に、先ほどメリットの方を言われましたけれども、具体的なことは災害時支援とか、事務の軽減とか言われましたけれども、もう1つ見えてこないわけで、社会保障分野ということですと、例えば、サービスの部分、それとか介護保険料とか、国民年金保険料とか、そういう費用というか、金額に関する部分、そういう部分があると思いますけれども、具体的にどの部分にかかってくるのかということがわかりませんので、その説明を求めます。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 管理主監。
- ○管理主監(北川孝司君) マイナンバーということで、国民全員に総背番号というか、番号が付きます。それぞれ全国の市町村では、それぞれ市町村ごとに独自の番号をそれぞれ付番して処理をしておりますけれども、国の方に年金とかそういう制度の時に各全国の市町村からそれぞれの番号を集めても、同じ番号とかいうのはありますけれども、全国一律で1人に1つという番号を付番して、それを愛荘町でしたら、愛荘町の方に国から来た番号と愛荘町の中のシステムで動いている独自の番号を実は紐付けというか、引っ付けて、国の方から、この番号は誰やという特定するために、それをそれぞれの市町村の番号と紐付けるというか、関連づけるという処理でございます。

国民年金とか税の申告とかでも、かぶらないように、重ならないようにということで、その番号をそれぞれの各全国の市町村のシステムの方と、その番号を関連付けるという処理をするものでございます。以上です。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 13番、辰己。この補正予算、全体で言えば、本町の行政事業事務に関わって必要な補正であると思います。しかし、今瀧議員が指摘したように、マイナンバー制度、これは非常に由々しい制度、これは国会で可決しているわけですから、それに伴った、先ほどの子ども子育て支援と同じように来るわけです。しかし、我々に本当に実生活に大きく関わってくる制度なんだということを本当に我々は認識しなければ大変なことになるということです。

先ほどの答弁でもあったように、住民さんに対して何か戸籍や住民票、そういうものが年金の書類上必要になるから、そういう事務的なことが簡素化されるとか言っているのだけれども、その裏腹にそういうメリットがあるわりに、結局は今大きな情報が多く漏れて犯罪行為が起こっているわけです。

それが簡単に入手できるという事態を生み出すんだという、だから、インターネットで情報社会になっていますから、これにたけたものが端末を打っていったりしていけば、入り込めるという危険性があるわけです。

そうした、マイナンバー制度そのものの危険性、ですから、アメリカでさえ、この制度を改善していこうという今動きが起こっています。逆に言ったら、マイナンバーから後退していこうと、韓国ではそれを伴った大きな事件が起こっているということが今あるわけですから、その点を我々も、電話での紛らわしい何か金銭を求めるようなそうした行為が頻繁に起こり得るということです。

まったくの問題で、私のところに質問がこないだろうと思われているかもわかりませんが、福祉課長、今社会保障そういうものに簡素化をできるというか、符合するとかいう言葉が答弁でもあったわけですから、ですから、特に今大変なのは子ども支援においての業務とかやっています。支給金というのか支援金、そういうのでもやっているわけですが、果たしてそれで業務上、支障をきたしているのかどうか。

他の課でもそうなんですが、今日まで愛荘町の事務事業をしているうえで、こうした有符号問題を業務を行ううえで支障をきたしているという事案が総合的に見て、それは総務部長になるかもわからないので、総合的に判断して、こうした制度を導入しなければ行政事務がし難いという現状から見て、あり得るかどうか、その答弁をいただいておきます。

そして、管理主監、全協でも説明していただきました。6町の共同利用という電算

システム、ありましたね。今それを契約もし、進めているということですが、こうした制度が入れば、結果として、そうした6町共同電算システムに個人情報も含めて影響を及ぼさないかどうか。もっと言えば、あなた自身スケジュールや一覧表、上林課長の方が持っているのかな、そのシステムの一覧表を見れば霞ヶ関によるようになっているわけです。じゃあ、その照合が、逆に言ったら霞ヶ関に照合すれば済んでいるような事態に、上林課長も聞かれたら、そういうようになっているわけですか、我々の情報が、そういうふうに一手に入っていくようなシステムになっているんで、6町の共同の電算システムが必要なくなってくるんではないかということに発展していく。

なぜ、こんな発展したことを言っているかと言えば、安倍総理自身が3年後には利 用拡大をすると言っているんです。ですから、私はその6町の今の進めていることが 無駄な投資になっていくんではないかということの懸念を今申し上げているわけです。

国がこういうことを勝手にやっていくと、地方で一生懸命いろいろな事務的な整理、また町の共同の情報を共有化する。こうしたことを一生懸命やっていても結果としてはそれがどのように影響を及ぼすのかという今後の電算業務についての答弁をいただいておきます。

非常に難しい答弁になるかもわかりませんが、しっかりと将来を見据えて、しかも一番高額投資が毎年いる分野ですから、ここは。少し触ってもすぐに 1,000 万円や 2,000 万円いる分野ですから、だから、非常に大事な部署ですよ、答弁は。それを答えていただきます。

# 〇議長(吉岡ゑミ子君) 管理主監。

○管理主監(北川孝司君) 6町のクラウドの共同利用に関しましては、個人情報につきましてはシステム内で6町各町がそれぞれ情報が入り混じることはございません。必ず1町ごとにシステムを分けるという、実際のデータは分けるということで、それについては特に個人情報については厳しく設定をするものでございます。

それと、この6町の共同利用については将来的にという話でございますが、国の方でこのマイナンバーを利用するというのは、あくまで照会とか、そういう業務でございます。あくまで市町村業務である税の賦課とか徴収、あと福祉の方につきましても、それぞれシステムを各町でもって処理をしていかなければなりません。それが将来的に法律が変わって、国が業務としてとらまえることがあれば別ですけれども、今のところは市町村業務ということになっておりますので、システムはそれぞれ市町村で持

ちながら開発していかなければならないと思います。

ただ、今までみたいに1町でそれぞれしていくのは金額的には高いので、6町でやはり割勘効果をやっぱり高めるために、6町で同じシステムを利用しようと、もちろんデータは別ですけれども、ということで行っておりますので、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 総合政策部長。
- ○総合政策部長(林 定信君) 今議員申されましたように、今回、特定個人情報、マイナンバーと結びついたものを特定個人情報と呼んでおりますけれども、既に個人プライバシー等の情報の漏えい等が現実起こっておる中で、今回特にマイナンバー制度対応に対する評価支援業務委託料、この委託料でございますけれども、導入する前に、個人情報の漏えい等の発生するリスクを分析いたしまして、それを軽減するための措置を事前に行うための委託料でございまして、起こってから対応するのではなくて、事前にどういうふうな危険が生じるかということを委託する中で調査するものでございまして、そういう趣旨でございますので、その辺についても十分、また自治体の規模に応じまして、この次年度評価等も決められておるものでございますので、十分対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(岡部得晴君)** 福祉課関連のマイナンバーについてですけれども、もちろん福祉課ですと、障がい関係、高齢者、介護認定と多くの分野に該当者がおられます。現在、庁内のシステムの中でも一元管理はできている部分もございますけれども、そうでない部分ももちろんございます。

例えば、生活保護に関しては管理ができておりません。というのは、人数が少ないということで、ペーパー管理をしているような形で対応をしているところです。そこら辺がマイナンバーが入ればというようなお話もありますし、今ありましたクラウドの中で、またシステムが見直されると、そういう中で対応ができて行けば事務的にはスムーズになるんかなというふうには考えております。

事務軽減がどれだけ図れるかというのは、福祉部門ではちょっとまだ未知数の部分が多いのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 総務部長。
- **〇総務部長(中村治史君)** 番号を付番することによって特定を有するということで、

愛荘町で生まれてずっと愛荘町いらっしゃる方はよいとして、転出入者の対応、そちらについては個々の番号を付番するということで、それは特定しやすくなるじゃないかなと、その辺が一番のメリットかなと。

特に愛荘町につきましては転入者、転出者多いです。その都度、愛荘町オリジナルティの番号を付番していたら、番号がいくらあっても足らないという、そういう実情もございます。従いまして、マイナンバーというのは将来にわたって1つの番号で管理をするということですから、それにつきましては事務の合理化としてはメリットがあるのかなというふうに思います。以上です。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 13番、辰己。今答弁でわかったように、実際問題、愛荘町の行政事務上において、マイナンバーをしなければ、要するに2万人の人たちにすべて付番をしなければ業務が滞ると、ただ一部今言われるように福祉課長も言われたように、6町の共同利用、そういうものでもしていけば解決する。システム改修すればいい。

しかし、今言われるように少し改修するだけでも、この電算システムの高額投資がいるわけ、費用が本当にいるわけです。どんどんとマイナンバー制度によって、いろいろなものを、いるたびに、当然国の交付補助金、交付金が来るとは言え、町の出費はどんどん重なっていくということは、これは確かです。

だから、答弁では確かに便利だけれども、実際に必要な業務はほんに限られている というのが私は今の答弁、総務部長、福祉課長、それぞれにおいても私は答えている と思います。

ですから、言えば、紙ベースでも処理できるし、それから住民窓口においてもそれは結果としては窓口に住民さんは来なければならないから、それで対応する。もっと言えば、今の住基カード、こうしたものをつくってきたけれども、これすら否定されるということになってくる。だから、本当に今まで積み上げてきた我が町の業務、これ自体がマイナンバー制度によって大きく揺らぐということ、そのことを私は察するべきだと思います。

今個人情報の問題を答えていただきました。そのために評価する予算を組んでいる と、何が漏れる、漏れやすいのかということだろうと。しかし、なんぼ頑張っても漏 れているのが今の日本社会です、個人情報が、ということは人権問題やそうした問題 になるわけですから、私は再度、総合政策部長が言ったように、その個人情報が漏え いしないように今、この予算において点検をするということが言われました。

本当に個人情報というものに対して、どこまで保護ができるのかということに対する自信のほど、答弁をいただいておきます。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総合政策部長。
- **〇総合政策部長(林 定信君)** これにつきましては、これから個々の情報について 分析をさせていただきまして、それぞれの需要に応じて適切な措置を講ずるものでご ざいますので、現時点で絶対とか、そういうことを申しあげられるものではございま せん。よろしくお願いします。
- **○議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑はございませんか。 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹、質疑をさせていただきます。

款の農林水産業費の節で負担金補助及び交付金でございますが、先ほど農村まるご と保全地域協議会負担金ということで、増額になったという答弁だったと思うのです が、その増額になった理由を示していただきたいと思います。

次に、款商工費で節の職員手当等があります。嘱託等通勤手当が 11 万 5,000 円というものがあがっていますが、その内訳についてお聞きしたいと思います。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 農林振興課長。
- **〇農林振興課長(藤居祐司君)** ただいまの農業振興費の世代をつなぐ農村まるごと 保全地域協議会負担金の増額について、ご説明を申し上げます。

従来、昨年度までと同じように世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策ということで、24年度までは共同活動という名称で共同活動の田、一反当たり2,400円、畑一 反当たり1,500円という単価でこの事業を推進してまいりました。

今年度国の施策で新たに日本型直接支払制度という制度が創設されまして、それの関係で、この取り組みにつきまして田んぼ一反当たり、農地維持支払いで 2,200 円、畑が 1,500 円、同じく共同活動である資源向上支払で田が一反当たり 1,300 円、畑が一反当たり 800 円ということで、25年度に比べまして単価が田でありますと 2,400円から 3,500 円というようなことで、単価がアップされましたので、それに伴います補正予算ということで、平成26年の4月にこの制度が改正された関係で、今回補正予算の上程をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 商工観光課長。

- ○商工観光課長(廣瀬 猛君) 先ほどご質問のありました商工費観光費の嘱託等通 勤手当でございますけれども、これにつきましては地域力総合アドバイザーの、今回 雇用させていただきましたことにつきまして、通勤方向が当初私どもが予定しており ましたのと異なり、バスによる通勤となりましたので、その分通勤手当の増額となっ たものでございます。以上です。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹。再質問を行います。

今ほど農林振興課長から24年度の部分からの単価をお聞きしましたが、整理ができないので正確な一応また表をいただきたい。2,200円になった、2,400円になったりという単価が変わっております。そこをまた出していただきたいのと、先ほど24年度の言いましたように、25年度の共同はどうなっているのかと思って、その部分についてお聞きしたいと思います。

そして、商工観光課長が答弁いただきましたが、アドバイザーがということで、バスということで、どこから来ているのか、何名の方なのか、けっこう嘱託職員に対して高額な金額が出ているなと思うので、その点について再度お聞きしたいと思います。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 農林振興課長。
- ○農林振興課長(藤居祐司君) ただいまの資料については、また後ほどご提示させていただきたいと思います。今ほどの説明の中で、申し訳ございません。私24年度までと申し上げましたが、25年度までの共同活動単価に対しまして、今年度の制度に伴いまして単価がアップしたということでございます。訂正いたします。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 商工観光課長。
- ○商工観光課長(廣瀬 猛君) それにつきましてはバスで能登川駅から秦荘庁舎に 一番近いバス停までの間のバスの定期代ということで、1名分でございます。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 再度確認しますが、能登川から秦荘のバス代だけで、これだけの定期代がかかるということでよろしいのですか。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(廣瀬 猛君)** 全部で9ヵ月分の定期代ということになっておりますので、このような金額になりました。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑はありませんか。

# [「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。10番、瀧 すみ江君。

**〇10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江、反対討論を行います。議案第60 号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)に対し反対を表明します。

この補正予算は、さまざまな分野の行政施策に関する予算計上がされており、大事な予算であります。そして、この予算の大部分については賛成するものです。しかし、補正予算にマイナンバー制度に対応するべく、電算システムの改修予算が組まれています。マイナンバー制度は国民と背番号制度であり、その狙いは国民特定秘密保護法と集団的自衛権の閣議決定を併せ持って戦争する国づくりへの靴音がしてくる危険な政治の流れであると、まず訴えなければなりません。

なぜなら、マイナンバー制度は国民統制の入口と言っても過言ではありません。国民一人ひとりに原則不変の個人番号を付番し、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みをつくり、国民には秘密保護法を押し付ける一方で、国民の個人情報すべてを掌握するシステムの構築にほかなりません。この制度によって、何よりもプライバシーの侵害や成りすましなどの犯罪が常態化する恐れがあるということです。

また、マイナンバー制度は初期投資が 3,000 億円とも言われる巨大プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続けるという国民に百害あって一利なしの制度です。

先ほどマイナンバー制度についての質疑に対して、税の賦課、徴収に使われるが社会保障分野では市町村の業務になるという答弁がありました。補正予算の中では社会保障分野のシステム改修の費用が大部分ですが、全国一律に一人ひとりに番号を付けた社会保障分野での管理が必要なのでしょうか。答弁の中でも大部分は市長村で賄えるようなということが明らかにされました。

特に社会保障分野では一人ひとりを大切にしたきめ細かな対応、つまりソフト事業が大事で人を番号や記号で管理するというやり方は、社会保障分野には適してはおらず、社会保障給付削減の手段また町税強化となりかねません。莫大な費用をかけてマイナンバー制度を導入する必要がないことを訴えまして反対討論といたします。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論ございませんか。 9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹。議案第60号 平成26年度愛荘町一般会

計補正予算(第4号)について、賛成討論を行います。本補正につきましては予防接種法施行令の改正に伴う水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンの追加による予防接種業務委託料の計上、また平成27年10月から本格導入されるマイナンバー制度、また平成28年1月から運用されるというシステム関連費用の補正等、国の動きに対し柔軟な対応をするなど、必要予算の適切な計上が確認ができる次第であります。

本件における適切な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましてもご 賛同をお願いしまして賛成討論とさせていただきます。

**〇議長(吉岡ゑミ子)** これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

### [賛成者起立]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 起立多数です。よって、議案第60号 平成26年度愛荘 町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。 1 時 1 5 分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後12時14分 再開 午後 1時15分

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に先ほどの議案第60号の平成26年度一般会計補正の本田議員さんの質問に対しまして、答弁が間違いがございましたので、商工観光課長から報告がございますのでよろしくお願いします。商工観光課長。

○商工観光課長(廣瀬 猛君) 先ほど本田議員さんの質問の中で、嘱託職員の内訳につきましてご質問がございました。その時私どもの方でバスの9ヵ月分というような答えをさせていただきましたが、正しくは JR の電車代の3ヵ月分とバスの3ヵ月分ということでございますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第14、議案第61号 平成26年度愛荘町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。 本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第61号 平成26年度愛荘町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。

平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,198万9,000円とするものでございます。

74ページ、事項別明細書でご説明を申し上げます。まず、歳入でございます。繰越金その他繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして 74 万 9,000 円でございます。

歳出でございます。総務費総務管理費連合会負担金の負担金補助金及び交付金 72 万 9,000 円でございますが、これは国保情報データベースバージョンアップ経費負担による全国一律一保険者当たり 72 万 9,000 円を負担するものでございます。

続きまして、諸支出金償還金利子及び還付加算金の償還金利子及び割引料で2万円でございますが、これは高齢者医療制度円滑運営事業補助金の25年度分の補助金が確定いたしましたことで2万円返還をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第61号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第15、議案第62号 平成26年度愛荘町介護保険 事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第62号 平成26年度愛荘町介護 保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,649万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,834万4,000円とするものでございます。

事項別明細書 78 ページからでご説明を申し上げたいと思います。まず、歳入でございます。国庫支出金国庫補助金地域支援事業交付金過年度分82万円でございます。 これは25年度実績に基づく追加交付分でございます。

県支出金県補助金地域支援事業交付金 41 万円、これにつきましても 2 5 年度実績に基づく追加交付分でございます。

繰入金基金繰入金介護給付費準備基金繰入金につきましては19万6,000円の減額、 繰越金につきましては1,545万7,000円ということで25年度決算確定による繰越分 でございます。

続きまして、歳出でございます。諸支出金償還金及び還付加算金のうち、第1号被保険者保険料還付金につきましては 57 万 5,000 円でございます。諸支出金の償還金利子及び割引料につきましては 1,087 万 3,000 円、25年度事業の実績に基づく返還分でございます。

諸支出金の基金積立金でございます。介護給付費準備基金積立金につきましては 504万3.000円を積み立てるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第62号 平成26年 度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第16、議案第63号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第63号 平成26年度愛荘町下水 道事業特別会計補正予算(第2号)をご説明させていただきます。

歳入予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということでございます。地方債 の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

今回の補正は平成25年度の公共下水道事業債が確定し、減額となったため、資本 費平準化債の借入限度額を増とするものでございます。

議案書の82ページをおめくり下さい。「第2表 地方債補正」でございます。限度額が2億1,400万円から補正後2億1,420万円に変更するものでございます。その他起債の方法・利率・償還の方法等には変わりはございません。

続きまして、84ページをお開きください。事項別明細書でご説明をさせていただきます。歳入、繰入金一般会計繰入金でございます。補正額 20 万円の減額でございます。可債土木費でございます。補正額 20 万円の増でございます。

歳出、公債費でございます。元金でございます。 財源更正によるものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

### [賛成者起立]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員であります。よって、議案第63号 平成26年 度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第64号から議案第70号の上程、説明

- ○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第17、議案第64号 平成25年度愛荘町一般会計 歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第23、議案第70号 平成25 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括 議題にします。なお、この決算説明については自席から説明を求めることにします。 本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。
- **〇会計管理者(辻 善嗣君)** それでは、平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに6つの特別会計の決算についてご説明申し上げます。

ただいま議長から自席からの発言をお許しいただきましたので、座らせていただい て説明をさせていただきます。

まず、平成25年度は震災から2年が経過し、景気はその影響によりまして依然として厳しい状況の中のスタートでございました。本年8月の内閣府の月例経済報告では、日本経済の先行きについては、当面、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が表れる中で、緩やかに回復していくことが期待されていますが、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

政府は大地震からの復興を加速させるとともに、デフレからの早期脱却を確実なものとして、持続的成長の実現に全力で取り組むため、経済財政運営と改革の基本方針

2014に基づく経済財政運営を進めるとともに、日本再興戦略の改訂2014を着 実に実施し、経済の好循環の実現に向けた対策を着実に実行するとともに、平成26 年度予算の早期実施に努めることとされております。

このような中、本町も合併から8年が経過しました。平成25年度は、いわば愛荘町2期目の最終年として長年の懸案でありました湖東三山スマートインターチェンジの開通と周辺整備、福祉医療費助成対象の拡大、つくし保育園改築に伴う測量設計、東部公園用地の特別会計からの買い戻し、3年保育に向けた両幼稚園の増改築に伴う測量設計などに取り組んだところでございます。

それでは、今議会に提出させていただきました平成25年度愛荘町の7会計の決算につきましてご説明申し上げます。本会計の決算については、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

決算の詳細につきましては、決算特別委員会あるいは各常任委員会に付託され、ご 審議いただく予定となっておりますので、私の方からはピンク色の表紙の決算書に基 づきまして、各会計の概要を説明させていただきます。

まず、議案第64号 一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてでありますが、一般会計決算の歳入につきましては2ページから5ページでございます。

主なものについて申し上げます。5ページの最下段をご覧ください。一般会計収入済額は93億9,113万4,511円で、前年度比4億6,049万円(5.2%の増)となりました。また不納欠損処分を1,164万5,609円させていただきまして、収入未済額につきましては3億2,903万5,200円でございます。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。まず第1款の町税でありますが、31億1,585万9,527円で、前年度比2億1,594万円、町税全体で7.4%の増、全税目で前年度を上回る結果となりました。大きく増加となった要因は、景気の下げ止まりによりまして個人住民税が2.2%、法人住民税が37.4%、固定資産税が企業の設備投資などによりまして4%、軽自動車税は普通車からの乗り換え志向の高まりにより3.6%、たばこ税は県たばこ税の一部税源移譲によりまして11.8%と、それぞれ増加となったものでございます。

第9款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税を合わせまして 24 億 6,924 万円で前年度比1億2,670 万円(5.4%の増)となりました。 13 款国庫支出金につきましては8億1,797万302円で、地域の元気臨時交付金や 社会資本整備総合交付金などの交付により、前年度比1億5,169万円(22.8%の増) でございます。

14 款県支出金でございますが、5 億 4,870 万円で、子育て支援緊急整備費補助金、 緊急雇用創出特別推進事業補助金等の減少によりまして、前年度比 4,224 万円 (7.1% の減) となってございます。

続いて、めくっていただきまして 4 ページ、 5 ページが 17 款の繰入金につきましては、主要事業の財源として 5 つの基金の一部取り崩しを行いました。他会計繰入金と合わせまして 5 億 9,358 万円、前年度比 1 億 151 万円(20.6%の増)となったところでございます。

20 款町債でございますが、全体の発行額は8億 190 万円で前年度比 2,760 万円、率にして 3.3%の減となったところでございます。湖東三山館あいしょう建設地の造成工事あるいは両幼稚園の3年制に向けての増改築設計、町道名神国八線道路改良や平成24年度から25年度への繰越事業の財源に充当したものでございます。

なお、発行額にうち1億9,000万円については、町合併振興基金条例の規定に基づきまして、町民との協働による「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまちづくり」を実現するために、一般財源と合わせて2億円の基金積立をいたしております。

次に、歳出でございますが、決算書は6ページから9ページでございます。9ページの最下段をご覧いただきたいと思います。支出済額ですが、88億416万8,886円で、前年度比7,436万3,412円(0.9%の増)となりました。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。まず、6ページ、7ページに戻っていただきまして、第1款議会費でございますが、9,756万円を支出しております。 議場等のマイク設備の改修などで、全体で前年度比1,028万円(11.8%の増)となりました。

第2款総務費におきましては 11 億 8,888 万円を支出しております。歳出総額の 13.5%を占めております。前年度に行いました総合行政システム更新事業が完了した ため、前年度比1億 2,487 万円 (9.5%の減) となりました。その他、職員の人件費 あるいは広報紙の発行、庁舎管理、まちづくり事業、姉妹都市交流、自治会活動の支援、参議院議員選挙、町長・町議会議員選挙などを実施したものであります。

第3款民生費におきましては24億8,943万円となりました。歳出総額の28.3%を

占めております。福祉医療費助成対象の拡大、建設から 10 年が経過しましたけんこうプールの空調機等の改修や外壁補修、各種ポンプ類の取り替え、つくし保育園改築のための測量設計などを行いまして、民生費全体では前年度比 7,423 万円 (2.9%の減)となったところでございます。その他、人権施策の推進、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、国民健康保険や後期高齢者医療・介護保険事業特別会計への繰り出しなど行ったものであります。

第4款衛生費におきましては5億7,217万円を支出しております。衛生費全体では前年度比1,465万円、率にして2.6%の増となりました。母子保健事業、住宅用太陽光発電システム設置補助金、各種健診・予防接種事業、美化推進・ごみ収集・環境対策事業などを実施したものであります。

第 5 款労働費におきましては 2,562 万 566 円を支出しております。緊急雇用創出事業の縮小によりまして、前年度比 1,945 万円(43.2%の減)となったところでございます。

第6款農林水産業費におきましては1億8,519万円を支出しております。ほ場整備事業費の増、農業基盤整備促進事業の皆増などによりまして、全体で前年度比2,564万円(16.1%の増)となりました。その他、農業・林業振興対策事業を実施したものであります。

第7款商工費でありますが、1億886万円を支出しております。町商工新興、地場産業の育成、湖東三山スマートインターチェンジ周辺整備など、前年度比3,689万円 (51.3%の増)となったところでございます。

第8款土木費におきましては9億888万円を支出しております。社会資本整備総合交付金を活用して、町道目加田八町線・市役場線・名神国八線などの道路改良や地籍調査、道路台帳の電子化、路面性状調査および維持管理計画の策定、町営住宅の管理、小集落改良事業、下水道事業特別会計への繰り出しなどで前年度比9,576万円(11.8%の増)となりました。

第9款消防費でありますが、3億7,980万円を支出しております。災害に備え、拠点避難施設へのテレビの設置など全体で前年度比365万円、率にして10.6%の増であります。その他、東近江行政組合への負担金の支出、繰越事業として町地域防災計画修正業務委託などを行ったものであります。

第 10 款教育費におきましては 10 億 7,362 万円を支出しております。 歳出総額の

12.2%を占めており、3年保育化に向けた両幼稚園の増改築に伴う測量設計や繰越事業として旧秦荘公民館建物の撤去などで前年度比 8,607 万円 (0.8%の増) となりました。

次に、8ページ、9ページをお開きください。12 款公債費におきましては、長期債の元利償還でございまして、元利併せて 13 億 26 万円を支出しておりまして、歳出総額の 14.8%を占めております。前年度に比べ 2 億 7,816 万円(27.2%の増)となりました。

これは償還計画による通常の償還に加え、ここ数年実施しております民間金融機関からの借り入れに対して、今年度は4億5,020万円を繰上償還したことによるものでございます。年間の資金繰りにつきましては、各所管から収入・支出予定についての情報提供を受けまして、資金計画を立てておりますので、平成25年度は金融機関からの一時借り入れは行っておりません。

13 款諸支出金でございますが、各種基金に4億7,388万円を積み立てております。 前年度比2億1,359万円、率にして31.1%の減となりました。今年度の積み立てにつ きましては教育振興基金に2億2,397万円、合併特例債1億9,000万円を活用して合 併振興基金に2億円を積み立てたものが主なもので、決算剰余金の一部は例年、財政 調整基金として積み立てをいたしておりますが、本年度は積立金の補正予算を行わず、 繰越金として次年度の財源としたため、大きく減となったものでございます。

10ページ以降は事項別明細書でございます。

次に、少し飛びますが、150 ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の 実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引く5 億 8,696 万 5,625 円で、翌年度へ繰り越すべき財源9,575 万 4,000 円を差し引き、実質収支額は 4 億 9,121 万 1,625 円となりました。

次に 151 ページの財産に関する調書でございます。(1)の1土地建物の旧愛知川地域を記載しております。土地では最下段の東部地域公園グラウンドゴルフ場および調整池について、土地取得造成事業特別会計で持っておりました普通財産から一般会計の行政財産として移管したもので1万8,103 ㎡増加いたしました。建物につきましては上から7行目、旧愛知川学校給食センター建物の解体による減、下から3行目、沓掛に設置しました生ごみ処理機の保管庫の増、下から4行目、町給食センター建物の面積に誤りがございましたので、今回修正させていただいて、合わせて477㎡の減

となりました。

裏面の 152 ページの旧秦荘地域につきましては、旧秦荘公民館の建物の解体により 1,063 ㎡の減、小集落事業改良住宅の売却に伴いまして土地 441 ㎡、建物 129 ㎡の減 など、合わせまして、土地 441 ㎡、建物 1,192 ㎡の減となったものであります。

また、下段のため池、山林でありますが、スマートインターチェンジ整備に伴います残地を中日本高速道路から 537 ㎡寄付を受けまして、旧愛知川地域・旧秦荘地域の土地を合わせまして 1 万 8.143 ㎡の増となったものであります。

次に 153 ページをご覧ください。(2) 物品につきましては年度中の増減はございません。

その下(3)の出資による権利につきましては年度中の増減はございませんでしたけれども、以前に法人設立時の基本財産として県や市町など関係団体が拠出しておりました2法人につきまして、県知事・県教育委員会の許可を得て法人が既に解散され、残余財産については同様の目的を持つ他の法人へ寄付がなされておりまして、その時点で出資金・出損金が消滅をいたしております。

また、1法人につきましては、旧町が拠出しておりました金額と出資による権利に計上しておりました金額に誤りがございました。本来、原因があった年度の決算書の数値を増減しておく必要があったものでございまして、先の全員協議会においても説明をさせていただきましたとおり、今回平成25年度の決算において増減させていただくものでございます。

次に、154 ページの(4)基金でございますが、土地開発基金を除く基金につきましては 12 基金ございます。 2 5年度は主要事業として、また長期債の繰上償還の財源として、合わせて 5億 9,100 万円の取り崩しを行い、4 億 7,388 万 3,000 円を積み立てし、差引 1 億 1,711 万 7,000 円の減となりました。年度末現在高は 41 億 2,269 万 8,000 円で、前年度比 2.8%の減となったところでございます。土地開発基金でございますが、年度中の増減はございません。

(5) 有価証券につきましては、預金 122 円の増で、年度末現在高は 24 万 6,601 円となったところでございます。

以上が平成25年度の愛荘町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、議案第65号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明を申し上げます。

歳入決算書は  $156 \cdot 157$  ページでございます。収入済額は 85 万 4,787 円、収入未済額は 140 万 8,032 円となっております。歳出決算額は  $158 \cdot 159$  ページでございまして、支出済額は収入決算額と同額の 85 万 4,787 円となっております。

長期債の元利償還は平成23年度で終了いたしましたので、現在は従前の貸し付け に対する償還事務に鋭意努めているところでございます。

164ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額、歳出総額とも同額でございまして。実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第66号 土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。歳入決算書は166・167ページでございます。収入済額は4,787万2,962円、収入未済額は、次のページ168・169ページでございます。収入決算額と同額の4,787万2,962円となっております。

主に一般会計からの繰入金を財源として公共用地先行取得にかかります長期債の 元利償還に支出したもの、および改良区の賦課金等を支出したものでございます。特 に長期債につきましては25年度に借入残額すべて繰上償還をいたしたところでご ざいます。

174ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額、歳出総額とも同額でございまして、実質収支額はゼロでございます。

175 ページの財産に関する調書の土地でございますが、小集落地区改良事業に伴います土地 6.66 ㎡を売払い、公共用地として先行取得としていた公園用地1 万 8,103 ㎡を一般会計へ移管したため、合わせて1 万 8,109.66 ㎡の減となったものでございます。

次に、議案第67号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明を申し上げます。

歳入決算書は  $177 \cdot 178$  ページでございます。収入済額は 17 億 9,004 万 9,509 円、不納欠損処分を 751 万 7,342 円させていただき、収入未済額は 1 億 1,611 万 4,970 円でございます。

歳出決算額につきましては、次の 179・180 ページでございます。支出済額は 17 億 3,674 万 4,101 円で不用額は 7,945 万 8,899 円となったところでございます。年度 末の国保加入世帯数は 2,513 世帯、町全体の 33.8%、被保険者数は 4,647 人で町全体の 21.8%の加入率になってございます。

事項別明細書は181ページ以降となってございます。

次に 201 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳 出差引残額と実質収支額とも同額の 5.330 万 5.408 円でございます。

隣り 202 ページの財産に関する調書の国民健康保険財政調整基金でありますが、利息分 8 万 5,047 円を積み立て、年度末残高は 6,419 万 9,950 円となったところでございます。

次に、議案第68号 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。

歳入決算書は  $204 \cdot 205$  ページでございます。収入済額は 1 億 4,315 万 909 円、不納欠損処分を 1 万 7,102 円させていただいて、収入未済額は 41 万 5,994 円となったところでございます。歳出につきましては、次のページ  $206 \cdot 207$  ページでございます。支出済額 1 億 4,255 万 5,147 円、不用額 179 万 8,853 円でございます。

214 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引残額、実質収支額とも同額の59万5,762円でございます。

平成20年度の制度創設以来、75歳以上の加入者数は年々増加し、25年度末では2,260人、制度創設当初(H20年4月1日現在)は2,077人で、6年間で183人の増加となっておりますが、24年度末と25年度末の比較では29人(1.3%の減)となったところでございます。

次に、議案第69号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてでございますが、歳入につきましては $216 \cdot 217$ ページでございます。収入済額は12億5,803万2,890円で、不納欠損処分を74万5,900円させていただいて、収入未済額は512万9,492円となっております。

次のページ、歳出 218・219 ページでございますが、支出済額 12 億 4,257 万 4,134 円で、不用額は 5,195 万 7,866 円でございます。

事項別明細書は220ページ以降でございます。

次に、242 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、この会計につきましても歳入歳出差引残額、実質収支額とも同額の1,545 万8,756 円でございます。

243 ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金として 492 万 1,808 円を積み立て、年度末現在高は 5,856 万 3,325 円でございます。

次に、議案第70号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてでございます。歳入は $245\cdot246$ ページでございます。収入済額12億1,923万4,881円、不納欠損処分を300万2,420円させていただいて、収入未済額は2,648万4,428円でございます。

歳出につきましては、247・248 ページでございます。支出済額 12 億 1,154 万 5,586 円、不用額 2,062 万 3,414 円となったところでございます。

年度末の下水道普及率は 98.7%で水洗化率は世帯では 86.1%、人口では 88.3% となっております。

257 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引 残額、実質収支額とも同額の 768 万 9,295 円となったところでございます。

258 ページの財産に関する調書でございます。滋賀県下水道公社の出損金でございます。財団法人滋賀県下水道公社は昭和57年に創設され、滋賀県が設置する流域下水道の維持管理業務を担ってまいりましたけれども、平成25年3月末日をもって解散され、25年4月以降は滋賀県がその業務を引き継ぎ、下水道公社の残余財産の清算が行われました。この出損金を含み227万8,217円を本町に配分され、雑入に受入ましたので、本出資金の年度末残高はございません。

以上、平成25年度の愛荘町一般会計および6つの特別会計の歳入歳出決算の概要 説明とさせていただきます。

詳細につきましては、明日以降に予定されております各委員会におきまして、各所管から説明をさせていただく予定でございますので、よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして、私の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎監査委員の報告

○議長(吉岡ゑミ子君) それでは、監査委員の報告を求めます。11番、森 隆一 君。

[11番 森 隆一君登壇]

**○11番(森 隆一君)** 11番、森 隆一です。平成25年度愛荘町一般会計なら びに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年8月4日提出のあった平成

25年度愛荘町一般会計、ほか各6特別会計の歳入歳出決算について、去る8月19日、20日、21日の3日間審査をした。その結果は、決算書の内容および予算の執行状況については適正に行われているものと認めた。

平成26年8月21日

愛荘町長 宇野一雄様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 森隆一

結びに、平成25年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

- 1、財産に関する調書について 出資による権利について解散している団体がある にも関わらず、出資金として町有財産に計上されていました。常に棚卸を行い、町有財産として保有しているかどうかを確認されるよう求めます。
- 2、指定管理者制度の見直しについて 各施設の指定管理者制度について、更新の 都度、制度の採用を続けていくかどうかを含めて、どのような運用が望ましいかを検 討されることを望みます。
- 3、学校施設の整備について 新興住宅地の増加により、今後生徒の増加が見込まれている小学校があります。生徒の増加については、当初は校舎の増築が必要になると思われます。併せて、将来の生徒数減少も見込んで空き校舎となった場合の活用方法も同時に計画されることを望みます。
- 4、地球温暖化の対応について 昨今台風や長雨による大規模災害が日本各地で発生しています。愛荘町においても愛知川や鈴鹿山系を有しているため、河川の増水や土砂崩れなど、防災の意識づけおよび対策を今まで以上に対処していただきたいと思います。
- 5、公会計の導入に向けて 公会計の導入に向けて、町道などの町有財産の確認が 必要になってきます。土地・建物については把握していると思いますが、町道や河川 などの把握も早急に行われることを求めます。

終わりになりますが、今後とも住民ニーズを取り入れ、住民福祉の向上と愛荘町発展のため、町長以下職員一丸となって邁進されることを期待して、監査報告といたします。以上です。

○議長(吉岡ゑミ子君) お諮りします。議案第64号 平成25年度愛荘町一般会 計歳入歳出決算の認定を求めることについては、会議規則第39条第1項に規定によ り議長を除く全委員で構成する決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。よって、議案第64号は決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により議案第65号から議案第70号までの所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定を求めることについてから議案第70号 平成25年度愛荘町下水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会およ び同和対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時37分

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、ただちに議 題とすることに決定しました。

## ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 追加日程第1 議案第71号 平成26年度工事第17号 愛知川東面整備(長野第二工区)工事の契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第71号 契約の締結につき議決を 求めることについてご説明させていただきます。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号なら びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2 号の規定により議決を求めるものでございます。

1 契約の目的 平成26年度工事第17号 愛知川東面整備(長野第二工区) 工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 7.415 万 2800 円

4 契約の相手方 住所 滋賀県愛知郡愛荘町石橋 43 番地 5

氏名 竹秀建設株式会社 代表取締役 珠久昌昭

でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員です。よって、議案第71号 平成26年度工事第17号愛知川東面整備(長野第二工区)工事の契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

# ◎休会の宣告

**○議長(吉岡ゑミ子君)** お諮りします。議事の都合により9月9日から9月24日 までの16日間、休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉岡ゑミ子君) 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月24日ま

での16日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は9月25日木曜日です。当日、午前8時30分から議会運営委員会、9時30分から全員協議会、そして10時30分から本会議を開かせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

延会 午後2時40分